

総務文教委員会

平成28年3月9日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成28年3月9日（水）午前10時00分開会—午後3時44分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 中原委員長、坂原副委員長、辻下、田島、竹原、道工、小川、反保

欠席委員 なし

傍聴議員 奥野、松尾、出口、和田

出席理事者 中口副町長、種村副町長、笠間教育長

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長、古谷総務部長

四至本財政改革部長、廣田（節）教育委員会事務局教育次長

西まちづくり戦略室地方創生企画監、中田まちづくり戦略室危機管理監

岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

竹原会計管理者兼会計課長、阪本総務部副理事兼人権推進課長

相馬財政改革部副理事兼財政課長

廣田（尚）まちづくり戦略室町長公室担当人事担当課長

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長

今坂総務部総務課長兼法制文書係長

寺田（晃）財政改革部行政改革推進課長兼税務課長兼課税係長

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター長

福井教育委員会事務局淡輪公民館長、小川教育委員会事務局生涯学習課主幹

森長教育委員会事務局指導課参事、内山教育委員会事務局学校教育課主幹兼係長

森危機管理担当主幹兼係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席しております。理事者については、田代町長の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

では、委員の皆さん、質疑ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

竹原委員 先ほどですね、議員8名出席ということで、また、理事者の町長が欠席届が出ているということなんですけど、昨日の事業委員会でも、やはり、町長が欠席していることに対して、答弁に不足があるというところがありましたので、今日も欠席ですので、3月1日の一番最初にはどういう症状でっていうことで説明はいただいたんですけども、もう2週目になっておりますし、一度、どのような形で欠席されているのか、お聞かせいただきたいなと思うのと、また、議事運営に関して、町長が不在できのうみたいなことにもなっても嫌ですし、一度、その症状から、また、どこかで町長がおしゃべりしてくれるのか、それもかなわぬのか、そしたら、議事運営上、その職務代理者を立てるのが筋ではないかとも思うところもありますので、そういうような見解っていうんですか、ありましたら、ちょっとこの委員会が、内容の審議をするまでにちょっと確認させていただきたいと思うただけなんです。よろしくお願いいたします。

中原委員長 ただいま、竹原委員のほうから、町長の体調の状況であるとか、あと、復帰の見通しも含めてでしょうね、やはり審査に差し障る部分が当然生じるということでご報告をいただきたいと思います。

中口副町長、お願いします。

中口副町長 今、竹原委員からあったわけでございますが、初日の日に町長の状況、並びに田代町

長が欠席の中で審議進行で、そういう欠席状況の中で、後ほど、保井のほうから町長の症状等報告させていただきますけれども、きのうの事業委員会の審議といい、多大の各議員さんに迷惑をかけたこと、まずもって謝りたいと思います。というのは、定例会初日の日に、私のほうから、町長欠席の中で、理事者が一丸となってこの3月議会を対応しようということで臨んでいる中で、幹部のほうから説明不十分ということもございまして、今の竹原議員のご指摘になったのかなというように思います。それは厳しく受け止めて、今後の議会对応、中口が責任を持って対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、町長の症状ですけれども、実はきのうも直接電話をいただきまして、症状は大分軽くなってきたということでございます。ただ、やはりぎっくり腰という一つの症状を聞いてみますと、5日か1週間でよくなるという状況も聞いてますけれども、その人その人の体調もあるやに聞いています。そういう中で大分よくなってきたという、私の範囲ではそういう状況ですので、その辺、後ほど保井のほうから報告させますので、よろしく願いいたしたいと思います。

今後の、今日も含めてですけれども、議事進行、とりあえず町長が復帰するまで、私が責任を持って対応していきたいと思っておりますので、重ねてよろしく願いいたします。

中原委員長 保井室長、どうぞ。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 町長につきましては、急性腰痛症ということで、本日も欠席とさせていただいているところでございます。

現在、安静にしながら、また検査を続けているという状況でございます。

町長につきましては、極めて元気でございます。ただ、長時間座ることが、ちょっと耐えられないような状況かと思われまして。

その腰痛の関係が改善されれば、すぐにでも出てこられるのではないかなと期待しているところでございます。

ご迷惑をかけているところでございますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、職務代理者のお話が出ましたけれども、町長が元気な状況でして、意志決定、十分に判断する状況でございますので、それも踏まえて、今後、相談していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 まだ、付託委員会、審議入ってませんけどね、まあ、竹原議員も心配していることは心

配しているということで、十分気持ちはわかります。それで、まあ、副町長もそういう過日の部分についても、それは気を使ってそうやって言ってくれるのはありがたいけども、当然、もう、副町長として、職務代理として頑張ってくれてるんやから、そして、我々は町長おらなくても、当然この平成28年度のこの当初予算書、これをひもといて、我々は審議して、議員活動してますので、町長おらんからちゅうことは全然こちらも思うてませんし、まあ、副町長は余分な神経使うてはると思うんです。そんな配慮要らないと思いません。結局、予算書に基づいて私どもがこうやって審議して質疑して、そして、賛否を採決するということです、町長おろうとおるまいと、失礼な話やけども、町長はこれを組んだのやから、町長組んだこの予算書をもとに議論してるのやから、最終的にはやはりそういう意志決定するときにはやはり代決者、副町長やわな。町長事故ある場合は緊急の場合は、やむを得ん場合は副町長が代決権を押さないといけない、そういう心構えでおられるんやから、何もこの委員会に、何も運営に支障ございませんし、私らはそういう配慮をした気もないし、き然とした委員会進めてますので、冒頭、答弁にちょっといろいろあった。これは町長いようといまいと、当然まずいのはまずいんですわ。はっきり申しましてね。町長のせいにしたらいけないということで、本人いないので、名誉挽回のために申し上げときますけども、答弁者は、やはりきのう、私事業委員会で傍聴したんですけども、全然語らんと、聞いているのもかなり苦しかったんですけども、しかし、答弁の中には、あれはちょっとまずいということを書いたかった。やはり委員でないから言いません。しかし、最終的にはこの予算書にかかわる部分の答弁、予測できるはずです。これすら答弁できなかつたら、本当に町長の足引っ張る行為ですので、もう一つ、今日から委員会、ふんどし締めて、答弁者は頑張っていたきたいということで、副町長も補佐もしてあげてください。ということで、運営上のことは言いません。そういうことで頑張って委員として発言しますので、はい、以上です。

中原委員長 道工委員、どうぞ。

道工委員 町長の病状のことでちょっと補足をさせていただきます。

過日、私と局長と二人で病院のほうへ行かせてもらいました。様子を見がてらお伺いしたのですが、なかなかまだまだ、血液中にどうも菌が入ったようで、本来の腰痛ではないようです。それで、ベッドも10度ぐらいしか上げれないというような状況ですので、かなり今の現状では横向くことも大変でしょうし、座ることも当然できない状況でございますので、早く治してよと言って帰ってきたのですが、まあ、何とか最終日には間に合うよ

うにという本人の気持ちも持っておられますので。

ただ、先ほど、田島委員からも話がありましたけれども、町長もきのう、えらい迷惑をかけたと言って電話が掛かってましたけども、ひとつ、理事者においては田島委員のおっしゃっているようなことをしっかりとわきまえて、対応をお願いしたいなということで、議長の立場でものを申させていただきますので、よろしくお願ひしときます。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今の報告を聞かせていただいて、また、このほかの委員の話も聞かせていただいて、まあ、私からはもう町長の病状回復を願うばかり。また、一刻も早く出てきていただいて、しっかりとした審議をしたいなということを願うばかりなんですけどね。まあ、そういう態勢で、こういう委員会でも全然瑕疵のないということが確認できましたので、本日、委員会運営をまた委員長にしっかりとさせていただいて、しっかりと私も発言したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

中原委員長 それでは、この件については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、改めまして、3月2日、本会議において、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願ひします。

それでは、議案第10号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。どうぞ。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明をさせていただきます。

10 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして、5, 111万7, 000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 14国庫支出金、2国庫補助金、中学校費補助金としまして、144万7,000円を減額補正するものです。

内容としましては、平成27年度に実施しました、岬中学校非構造部材耐震化工事武道室分の決算額が確定したことに伴い、学校施設環境改善交付金の減額補正を行うものです。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、14国庫支出金、2国庫補助金、総務管理費補助金としまして、630万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、地方公共団体の情報セキュリティ対策強化を図るための補助金となります。詳細の事業内容については、歳出でご説明させていただきます。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 17寄附金、1寄附金、小学校費寄附金としまして、10万円の増額補正をするものです。

内容としましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より、小学校の図書購入用としていただきました寄附金5万円、深日小学校卒業生の方より、深日小学校に対し、図書購入用としていただきました寄附金5万円、合計10万円の寄附金を計上するものです。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、3,136万8,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の財源調整に伴うものでございます。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、1ページ下段から2ページをごらんください。21町債、1町債、総務管理債としまして、3,290万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化を図るための地方債となり、充当率は100%となります。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 同じく、中学校債としまして280万円の減額補正をするものです。

内容としましては、国庫支出金のところでもご説明させていただきましたが、平成27年度に実施しました岬中学校非構造部材耐震化工事武道室分の決算額が確定したことに伴い、中学校整備事業債の減額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして、5,480万2,000円の増額補正を行うものです。

中原委員長 歳出も続けてお願いします。

廣田（尚）まちづくり戦略室室町長公室担当人事担当課長 続きまして、歳出です。

委員会資料の3ページをごらんください。2総務費、1総務管理費、一般管理費人件費一般職としまして、4,315万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、平成28年3月31日付の定年退職者4名の退職手当の分割支給にかかる精算分でございます。

退職手当の支給に関しましては、単年度の財政負担の平準化を図るため、平成23年度から第2次集中改革プランの改革項目として、退職手当の分割方式を本人同意の上、実施してまいりました。しかしながら、一方では、長期的な収支としては、毎年、支払繰延べをしている状況にあり、決算状況が不透明となりやすく、決算内容をより透明化、明確化するためにも、第2次集中改革プラン終了年度に合わせて、退職金の一括支払方式に戻すものであります。

今回の補正に関しましては、平成27年度支払分と、平成28年度支払分とに分割予定していた4名の退職手当額のうち、平成28年度支払予定分を今年度末に一括支払いできるように、予算措置をお願いするものです。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、2総務費、1総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業としまして、補正予算額3,962万4,000円を増額補正するものです。

初めに、事業概要について説明させていただきます。背景と経過ですが、昨年に日本年金機構が保持する個人情報約125万件が流出しました。また、本年1月にマイナンバー制度が開始されたこともあり、個人情報を徹底して守り、流出を防ぐ対策を講じることが公的機関に求められております。

岬町では、国が示すセキュリティ対策として、2つの対策を講じることとしました。

それでは、本日、追加資料でお配りしておりますA4の両面の資料の1ページ目、1情報セキュリティ強化対策事業をごらんください。

1点目の対策が①で示す二要素認証の導入になります。二要素認証というのは、二つのキーをもとに本人確認するもので、住民情報システムの使用者が認証（ログイン）するにあたり、静脈認証といった生体認証を導入することで、従来、ID、パスワードによる認証と合わせて、二要素で認証をすることで、住民情報の流出を徹底して防ぐこととなります。

次に、2点目の対策として、②で示すLGWAN接続系とインターネット接続系を分割することになります。



それでは、裏面の2ページの2、LGWAN総合行政ネットワークについて説明させていただきます。

LGWANとは、概要図に示すような地方公共団体の組織内ネットワーク、庁内LANを相互に接続する行政専用ネットワークであり、国都道府県、市町村との間で、安全、確実な電子文書の交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を行っており、平成16年4月から運用を開始している行政専用のネットワークとなります。

なお、下の図の枠組みで示すとおり、現状は、岬町は庁内LANからインターネットに接続する環境となっております。

裏面の1ページにお戻りください。

上の図が現状のシステム環境で、住民情報システムは既に単独で運営しており、基本的には外部からの攻撃を受けることはありません。

先ほど、LGWANの概要図で説明しました太線枠のLGWAN及びインターネットが同じ枠組みになっており、LGWANとインターネットが分かれていない状態のシステムになっておりますので、インターネットからのサイバー攻撃、外部からの攻撃を受ける可能性がある環境です。

今後は、LGWAN接続でマイナンバーと取り扱うこと、また、平成29年7月からLGWAN接続を通じてマイナンバーの情報提供ネットワークが開始されることから、下の図のように、分割することで、インターネットからの個人情報の流出を防ぐ対策を講じることとなります。

それでは、委員会資料の3ページの備考欄の内容について説明させていただきます。

情報セキュリティ対策保守委託料として、28万円となります。内訳につきましては、1点目の対策として導入する静脈認証システム保守委託料と、2点目で説明しましたLGWANとインターネットを分割することで、新たに再構築するネットワーク及びサーバー関連のハードとソフトの保守委託料の費用となります。

次に、情報セキュリティ強化対策工事請負費として2,078万6,000円となります。これは、静脈認証システム構築費とLGWAN接続系とネットワーク接続系との分割にかかるネットワーク関連、サーバー関連、パソコン関連を導入する設計設定テストにかかる費用となります。

次に、情報セキュリティ強化対策機器購入費として1,855万8,000円となります。これは静脈認証システム構築費とLGWAN接続系とネットワーク接続系との分割に

かかるネットワーク関連、サーバー関連、パソコン関連を導入する機器の費用となります。川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 9 消防費、1 消防費、消防総務費、経常、泉州南消防組合負担金としまして360万1,000円を増額補正するものです。

内容としましては、定年退職者以外の泉州南消防組合職員2名の退職金でございます。内訳としましては、平成27年6月に死亡退職された1名と、平成28年3月末をもって早期退職される1名、合計2名の退職金でございます。これにかかる岬町の負担金につきましては、本年2月8日開催の平成28年泉州南消防組合議会第1回定例会議におきまして可決され、岬町の負担割合に応じた負担金を増額補正するものです。

続きまして、消防総務費臨時、消防団員退職報償金としまして193万8,000円を増額補正するものです。

内容としましては、平成28年3月末をもって退職される消防団長と女性消防団員の合計2名の退職報償金を増額補正するものです。以上です。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 10 教育費、2 小学校費、小学校教材費としまして10万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳入でもご説明させていただきましたが、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より小学校の図書購入用としていただきました寄附金5万円、深日小学校卒業生の方より、深日小学校に対し、図書購入用としていただきました寄附金5万円、合計10万円の寄附金を深日小学校の図書購入費に充当するものです。

続きまして、3 小学校費、中学校耐震補強事業として429万8,000円を減額補正するものです。

内容としましては、岬中学校非構造部材耐震化工事に必要となる監理業務委託料105万9,000円と、平成27年度に実施しました岬中学校非構造部材耐震化工事武道室分の決算額が確定したことに伴う減額分535万7,000円を合わせまして429万8,000円を減額補正するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、8,412万2,000円の増額補正を行うものです。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 委員会資料の4ページをごらんください。

続きまして、繰越明許費についてご説明させていただきます。集会所整備事業360万を繰り越すものです。

内容につきましては、多奈川中集会所の増築に伴う実施設計費用でございます。現在、

建築確認等の手続について、大阪府と協議を重ねており、平成27年度中の業務完了が困難な状況にありますので、繰越をするものです。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、社会保障税番号制度導入時業としまして1,144万、8,000円を繰り越しするものです。

内容としましては、複数のシステム間で連携を取りながら、改修・整備等を実施しておりましたが、改修・整備等の途中で技術面、運用面での計画の変更を行う必要が生じたものです。

続いて、情報セキュリティ強化対策事業として3,962万4,000円を繰越するものです。

内容としましては、歳出で説明させていただいた情報セキュリティ強化対策事業を平成28年度中に実施するものとなります。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 繰越明許費としまして、小学校耐震補強事業1,400万7,000円、中学校耐震補強事業4,520万円を繰り越すものです。

小学校耐震補強事業につきましては、昨年、淡輪小学校図書室の天井はりのモルタルが落下するという事案が発生したことから、至急、全小学校の天井はりの調査を実施し、淡輪小学校と深日小学校について、天井はりに浮き等のあるところについて応急処置を講じたところです。その後、恒久対策を行う必要があることから、昨年、平成27年12月に文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けて、12月議会で補正計上を行い、淡輪小学校、深日小学校の天井はりモルタル落下防止対策工事を実施する予定でしたが、工事を実施するに当たりまして、小学校関係者と調整を行ったところ、工事実施日が学校休日等に限られることから、年度末の完了は困難となり、夏休み等の長期休暇期間を中心に実施することが望ましいと判断したことから、翌年度に繰越を行うものです。

また、中学校耐震補強事業につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、岬中学校非構造部材耐震化工事としまして、武道室、ラーニングセンター、多目的ホールのつり天井撤去等の工事を実施する予定でしたが、国庫補助金の交付決定額が当初の見込み額を下回ったことから、まず、先行しまして、武道室分の工事を行い、その後、追加の交付申請を行いました。追加の交付決定が10月となりました。残るラーニングセンター、多目的ホール分の工事実施に当たり、日程等について中学校関係者と調整を行いました。小学校と同じく、夏休み等の長期休暇期間に実施することが望ましいと判断したことから、翌年度に繰越を行うものです。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、地方債補正の追加になります。

起債の目的は、情報セキュリティ整備事業で補正後限度額を3,290万円とするものです。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 地方債の補正でございます。

起債の目的は、中学校整備事業、補正前限度額を4,140万円から3,860万円に変更するものです。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑ございませんか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 補正予算第6次の最初の3ページ、一般職退職手当の分割支給精算4名分ということで、計画の概要を言っていたんですけども、なぜこういうことをするようになったのかというのがね、ちょっと早口だったのでわからなかったところもあったのと、また、もう少し詳しい理由っていうのがありましたらご答弁願いたいと思います。

廣田（尚）まちづくり戦略室室町長公室担当人事担当課長 退職金の分割に関します精算ということなんですが、もともと、分割でいきますと、本年度27年度がそれぞれ4名いるんですが、4名をそれぞれ1,000万円ずつ今年度で払って、その残額を28年度の予算で支払ってという形で例年行っているんですが、今回、分割支給をなくすっていう形で、28年度に回す予定であった退職金の額を、そのまま27年度にもってきたっていう形でございます。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 そもそも集中改革プランの中で、単年度の退職金の負担を軽減させていこうということから、分割支給というものを始めてきたところでございます。

ただ、その中で、財政的に分割支給をするのは、集中改革プランとして職員に対して財政的な意識を高めていただくということで、こういうことも取り組んでやっているというようなメニューとして取り組んできたわけでございます。

ただ、今回、一定、終了することにもなりますので、当初予算で半分しか組んでいなかった予算を、今回、全額支給できるように補正させていただくものでございます。

一定の集中改革プランが終了するということと、財政的に退職金は今後、一括支給しても、ほぼ、やっていけるというようなことも踏まえて、今回、見直しをさせていただくということでございます。

また、今後ですね、集中改革プランにつきましては、新たに職員団体と協議をしながら、

新たなメニューとして構築していきたいというふうに考えているところでございます。そういうことで、今回、半分の退職金の予算を、今回、全額支給できるような形で補正させていただきたいということでございます。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 理解できました。

そしたら、この事業というんですか、分割支給がされていた23年、24年以降のその対象者の方でも、現在、まだ分割支給されている方というのがまだおられるのかとかどうか、また、おられるのであれば、その方はどうするのかということも合わせてお願いいたします。

中原委員長 答弁、どうぞ。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 現在、27年度で最終的にいわゆる精算が終わる職員につきましては、平成25年で2名、平成26年度で10名、この平成27年度の予算において退職金が支給されるという状況になっております。

中原委員長 今の答弁で正確ですか。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 はい、正確です。26年度につきましてもね、26年度で半額、27年度でその残りの分という形でございますので、27年度、この27年度に關しまして、それで終了するというものが、今申しあげました人数でございます。

中原委員長 竹原委員がお聞きになったのは、もうちょっと前の時期ですかね。

竹原委員、どうぞ、マイクをお願いします。

竹原委員 そしたら、確認ですけれども、もう、この27年のこの補正予算をもって、もう過去に退職された方はもう全員払われたということを確認させてもらって、それでオーケーということ。それと、もう28年度以降の計画は、また次の集中改革プランで考えるということ。でよろしいのでしょうか。

中原委員長 答弁、どうぞ。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 委員お見込みのとおりでございます。

中原委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 質問しようと思ったら、竹原委員が質問してくれたので、若干、残った部分の関連でちょっと質問したいと思います。

まあ、こういう退職金は本人のものであって、忘れることないんです。私ども聞くまでにね、当然、本人は、あと半分もらわなあかんということを考えを持っていますので。まあ、こういう分割方法というのは、私ね、余り好まんのですわ。なぜか言ったら、やはり一生懸命奉職して、そして、最後、卒業のときに、満額いただくのが本来の筋であって、なぜ分割したかということ。過去にも、ある議員で、元議員なられた方が退職のときに、いろいろ言われたことがあるんですわ。頼まれたら断りにくいから、やはり、そんな分割せんように言ってちょうだいというようなことを、まあ、今暴露しますけども、そういうこともあったわけですね。ということで、この分割というのは、社会的に見ても見苦しいんですね。やはり、その分割せざるを得んということは、岬町の財政については大変苦しいんと違うかなって思われても仕方ないわけですね。やはり、ほかのところを削って、長年勤めた職員さんの退職金を満額、そういう分割というお話しを持っていくんじゃなしに、お金もお支払いして、勇退してあげてほしいなということで、今回のこの一括支払いはいいことやと私は評価しています。

ただ、1点、心配するのは、今までその分割してるんですけども、退職された方で再任用されてる方でね、分割という形になってたら、分割の名のもとに再任用かと、変に疑い掛けられても致し方ないと思いますわね。結局、私どもは疑い掛けるのが仕事であって、そしたら再任用の方は、分割されてない方もいるのかな、一括かな、再任用、全員分割されてるのかなという、ここ、ひとつちょっとご答弁願いたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 再任用につきましては、国のほうが年金空白期間を接続雇用するよというところもあるのが本筋でございまして、今回の退職金の分割支給については、本人の一つの同意を得て、我々はその旨の協力をお願いしながらしていただくことになっておりまして、その再任用制度とこの退職制度が直接リンクするような形では取り扱っておりません。再任用は再任用の制度としてきちっと職場からのヒアリングとか、本人からのヒアリングを実施いただきまして、退職手当にかかわらず任用しているところでございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 やはり、保井さんのおっしゃるとおりね、そういう具合に運用していただかないと、やはりいろいろその同意する方も、やはり気の弱い方、はっきりする方、いろいろそれぞれ人間というのは性格持っていますのでね、そういうことで、誤解を招かんように、ひとつ、

運用していただきたいと。

そして、この制度が発足するに当たって、それは財政が大変で、まあ、そういう具合に協力してやということになったんですけども、あくまで本人の任意の承諾ですので、これは余り圧がかかるような言い方とか、やはり恩義のかかった方に、肩たたかれるということは絶対あってはならんことですので。そして、もう一つ、職員組合とのそういうお話もされた上での話か、やはり、職員組合とのその協議もあってしかりの、まあ、この事業と思うんでね、そういう経緯があれば披瀝してほしいけども、なければもう答弁結構です。これからそういう方向性も考えて、配慮していただきたいなど。やはり、労働者というのは一人では弱いので、組織としてやはりはっきりもの申す組織がありますので、ひとつその組織にも必ず協議をしていただきたいと、かように思います。もう要望だけしときます。結構です、答弁。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、質疑いかがでしょうか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 先ほど、別紙でいただきました情報セキュリティ強化対策事業ということを見させていただいております。マイナンバーを取り扱うことで、こういう作業ができてきたんかなと、このように思うんですけども。これは、必ず必要なことだとは思っています。それと、あわせてですね、担当にお聞きしたいのは、情報流出するっていうことは、そのインターネットからだけではなしに、個人的なその職員のその作業によって流出するっていうことが世間一般的にニュースになるんですね。まあ、大きな市でもですね、どっから流出したのと聞いたら、やはり職員さんが、まあ、個人的なその仕事を持って帰ってするのか、どうするのか、データで持って帰ってた、それがなくなって流出したということがあります。そういうことに関して、岬庁内において対策というのは取り組まれているのかということ、を、まあ、この件ではないんですけどね、あわせて関連して聞かせていただきたいと思っています。

中原委員長 答弁をお願いします。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

住民情報システムという個人情報を扱っているシステムについては、インターネットから分離されておりますので、今、おっしゃられるように、個人が持ち出し、例えばメモリースティックに入れて持ち出しとか、また、個人の情報を外部に漏らす、見た情報を外部

に漏らすようなことが想定されます。ただ、メモリースティックにつきましては、吐き出しをできない、いわゆる保存ができないような対策を講じております。あとは、個人が、例えば住基を調べまして、それを漏らすということも想定されますが、十分その辺については個人情報保護するという徹底したことを職員に周知しているところでございます。

それとですね、あと、インターネットとLGWANの接続について、いわゆる外部からの攻撃については、今回の補正の対策を講じることで、一定、保護されると考えております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 個人的な、まあ、何て言うんですか、勉強というんですか、そういう知識というのを常に企画のほうから指導していただいているということで、岬町においては、ないように務めるということによろしいんですね。

中原委員長 どうぞ。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 そのとおりです。

中原委員長 委員の皆さん質疑はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

中原委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

中原委員長 ありがとうございます。満場一致であります。

よって、議案第10号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

引き続きまして、議案第12号「平成28年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件については、本会議にて説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと



思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ご異議ないようですので、それでは、歳入から審査に入りたいと思います。

まず、委員会資料の5ページから11ページをごらんください。

質疑ありましたらどうぞ。

副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 一つ確認したいんですけど、5ページなんですけど、ゴルフ場利用税交付金ってあるんですが、これは町内の二つのゴルフ場のことだと思うんですけど、参考までにこの内訳というのがわかったら教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

相馬財政改革部副理事長兼財政課長 ゴルフ場利用税の内訳ということでございます。

おっしゃいますとおり、町内には二つのゴルフ場がございます。制度といたしましては、ゴルフ場の所在の市町村に対しまして、当該市町村に所在するゴルフ場にかかる利用税の10分の7相当額を交付するといった内容でございます。ただ、予算の組み方といたしましては、国から示されております地方財政計画の伸び率に応じて、決算見込みから平成27年度の国の伸び率を乗じて計算しているものでございまして、したがって、その二つのゴルフ場の内訳の何がしという形ではございません。

ただ、国から示されておりますその伸び率でございますけれども、平成28年度については、マイナス2.2%という若干の減少という形になってございますので、それを勘案した形で予算として計上しているものでございます。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員の方。

はい、田島委員、どうぞ。

田島委員 歳入のほうで、これは町税のほうでね、たばこ税ですね。これは8,000万円、ちょっとたばこ税が税金、収益が増えたと思うんですけども、私の知っている限りでは6,000万円、五、六千万円の当時、私はヘビースモーカーでたばこをたしなんでの時代のときの金額で、また、これ金額増えてるので、これだけ税が入ってくればありがたい話でね、やはり民間であればこの還元セールをすべきだと思うんですけど、その還元セールですけども、こんなのすべきじゃないんですけど、国はたばこを売るは、健康のために吸うなど。

それで、これだけ税金上がると。それじゃあ、たばこ吸う場所ね、これはやはり設けたげんと、禁煙権も喫煙権も両方権利と言えば、相保ってるわけですね。しかし、税金は取るは、8,000万円ほど税金いただくは、そして、たばこ吸うな、庁舎内だと、そんな殺生なことね、右手で握手して、左手でげんこつくらすようなことせんようにね、やはり、勤務中はだめですよ。やはり、その出勤して、まだ執務前にちょっと一服吸いたいなという方もおられるし、また、おいしい弁当食べて、やはりちょっと一服って、そういう場もあるんですね。やはり8,000万円いただいて、そのまま金庫放り込んでもうて、おまえら使うなど、そういうことをしたらいかんと思うんで。今、私、出勤したら、階段の近くで吸っている方、おるんですけども、何も遠慮してこそこそ吸わんでいいと思うんですわ。やはり、きょうは町長おりませんけどね、やはり、庁舎内で空いているところがあれば、1室ね、確保したげて、そこでちょっと仕事の英気を養う、また、いい起案を起こすために、ちょっと一服吸ったら立派な起案ができるんですわ。そういうことで、副町長、どうですか。外で吸わすよりも、8,000万円もいただいているんやから、ちょっと雨風がしのげる、ちょっとこの庁舎のどっか使わないとこ、公正的なところを確保したげたらどうですか。何も吸う人が悪いもんちがうんですよ。税金を納めた立派な方ですよ。私ら納めてないけども。そういうことどうですか。そういう考え、計画、お持ちですか。あつたら披瀝したげてください。

中原委員長 答弁どうぞ。

中口副町長 ただいま田島委員から、ある意味では前向きな、また、ある意味ではちょっと健康、ちょっと反対向きのご意見でありまして、正直、行政としても、正直、悩んでいるところでございます。ただ、やはり禁煙権、喫煙権、まあ、あるんですけども、一方で、今、社会問題ともなっているし、伏流煙と言いますかね、そういう対策も完全に講じなければならぬという状況の中で、もし、講じられないのであれば、敷地内、まあ、庁舎内、敷地内全面禁煙ということで、一方、そういう大阪府からの厳しい、はっきり言うて指導がありましてね、一応、敷地内全面禁煙ということに実施しました。3階の一部スペースを借りて、喫煙していただくというコーナーも設けました。ただ、やはり、先ほど言った伏流煙と言いますか、3階とはいえ、やはり1階のほうにも含めて、その、たばこを吸わない人が、いや、庁舎内でたばこ吸えるのかいということも、投書じゃないんですけども、そういうご意見も実はありまして、一応、3階から一応撤収させていただいたという状況の中で、その喫煙権をどうするかということで、総務部長を中心に庁舎の東側のスペースを

一応仮に設けております。ただ、本日、町長不在ですけども、その喫煙対策について、もう少し、まあ、検討しろと。現時点ではそういうことは町長からも伺っております。一応その辺を今のとりあえずのスペースとして、ちょっと直接雨がががかからない、風が吹いたら若干かかるんですけども、ちょっと今とりあえずの策として、今、対応しているというのが現状でございます。本日のご意見をまた町長に伝えまして、最終的なその喫煙権に対する考え方をまとめていきたいというように考えておりますので、その今の対応について、総務部長から補足してもらいますので、よろしく申し上げます。

中原委員長 どうぞ。

古谷総務部長 たばこ税につきましては、かつては1億円を超していたときもあったと思うんですけども、まあ、喫煙者の減少もありましてですね、また、一方、たばこ税など増税もありまして、現在のところ、8,000万円程度が見込めるということかと考えています。

喫煙場所につきましてはですね、まず、健康増進法の規定が施行されて以来ですね、不特定多数の人が集まる、特に公共施設等では、原則、分煙、あるいは禁煙ということが示されておると。また、大阪府知事様よりもですね、まあ、大阪府もほとんど敷地内禁煙ということで進められたということもありましてですね、先ほど、紹介ありましたように、強い指導もありまして、うちもですね、敷地内原則禁煙という形で進めてきたところでございますけれども、来庁者の方でも、当然、吸われる方がございますし、また、委員ご指摘のとおりですね、多額の納税者という立場もございましてですね、敷地内に1カ所、喫煙場所を設けることとして、いろいろ検討を進めてきたところでございます。

先般も少し場所の変更なりですね、整備をしたんですけども、これは実は先般日本たばこ産業のJTのアドバイザーの方にもうちまでちょっと来ていただきまして、そういう分煙なり喫煙場所を設ける際の専門的なですね、アドバイスもいただいて、まあ、庁舎の敷地内全部見ていただいた上でですね、まあ、今の場所がいいのとちがうかと。完全に隔離して見えない場所じゃなしにですね、そこに人がおるといことも必要やというような、そういうアドバイスをいただきまして、総合的にですね、考えた結果、今の場所にちょっと落ちついてですね、やっているということでございます。

ということで、ご理解をいただきたいなと考えております。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 当然、もう、喫煙ははっきり言って、好ましくないことはないです。私もヘビースモーカーで現在その肺がんにかかってちょっと難儀しているんですけども、しかし、喫煙せえ

へんからじゃなしに、喫煙をやめたほうが、今度、余病で亡くなる方もあるわけです。やはりたばこが100%悪いとは言えないんでね。そこで、場所がなければ、私も一つね、この予算書を見ても、この公用車の廃車とかね、リサイクル料とかあるんやけど、別に建物建てんでも、そのどっかの敷地の目立たんところへ廃車の車を設置して、ちょっと煙突つけて、換気扇でびゅうっと強制排気して、その車は結局駐車場の交通整理とか、監視詰所とか、いろんな名目でできるでしょう。そしたら、まあ、駐車するのも、安全面に住民も喜ぶし、喫煙する住民さんも来庁した場合、吸いたいですわな。ですから、そういう配慮も、まあ、大阪府に気つかわないかんけども、そういう配慮もちょっとアイデア出していただいたら、本当に見苦しくない、そして、職員さんも一服吸って頑張れる場所、時間帯を確保したら、皆さん、一生懸命頑張ってくれて、そして、ちょんぼするような答弁もなくなると思いますんでね、やはり、喫煙のほうもちょっと緩和したげて、ひとつお願いしたいと思います。また、私も一般質問でこういう提案いたしますので、いろいろ研究して資料も集めて、一般質問にまた頑張りますので、ひとつ、喫煙者の方も頑張ってたばこ吸って、たばこ税を協力していただきたいな、かように思います。まあ、要望だけしときます。そういう考え持ってますということを要望申し上げときます。

中原委員長 ほかの委員の皆さん。

はい、小川委員、どうぞ。

小川委員 5ページの歳入の軽自動車税について、3,502万7,000円。今年度、何%ほど上がって予算計上されているのか。それと、13年以上たった車については7,200円から1万2900円に上がったっていうのは聞いておりますが、これ、ちょっと質問したら、その比率って言ったらすぐ出ないわな。まあ、ただ、個人的な意見なんですけども、これは市町村の税金なんですけども、13年も7,200円払ってくれた納税者、すなわちお客さんに対して、14年目から5,700円も上げるっていうのは、たくさんお金を払ってくれた人が超過課税が取られ、これ、国で決まったことやから、町税に対して収入が増えるやから、不満を申す場ではないかなと思うんですけども、13年も払って、大事に大事に、まあ、はっきり言ってね、お金がないから新車購入できないのに、始めて乗った人は7,200円でいけてて。ああ、7,200円がこれも今年度から上がるんですけどね、でも、上がる確率が13年以上たった車については5,700円も上げると言ったら1.7倍強の課税になるわけですよ。だから、これは私、個人的な違う団体でたくさんお金を払ったユーザーさんに課税をするのはいかなものかと言って、ある団体で運動

はしてるんですけどね。これの比率を教えてくださいなんですけども、すなわち13年以上使用した車は何%ぐらいあるかなと、もし出れば教えてください。出なければもう結構です。

それと、重量税という名目と、一番下の所得税という名目、それと、この軽自動車でも含めてですけども、当町の収入は10分の10であるのか、ちょっとこの比率を、これも全然私はわからないので。例えば軽自動車税は100分の100であるのか、その数字もあわせてお願いします。

中原委員長 答弁。割合についてはいかがですか。もう数は出せますか。

四至本財政改革部長 現在ですね、予算上見ておりますのは、軽自動車にしましては、貨物で、今の予定ですけども、正確な数字ではございません。162台。普通にしまして、普通軽自動車の自家用ですね、これも162台という形で見ておまして。

小川委員 13年以上たってるやつが。

四至本財政改革部長 そうです。この予算上ですね。それで、まだこれ、最終正確にはですね、決算でしか出てこないんですけども、予算上ではそういう形で見えておまして、全体数がですね、4,562台ありまして、約7%程度が重課がかかってくるのではないかというように考えております。

小川委員 何%課税。

(発言する者あり)

中原委員長 どうぞ、小川委員。

小川委員 現在、例えば、自動車税は4,562台、岬町で保有がある。13年以上たった車はこの4,562台のうち何台ですか、すなわち何%ですか。これはちょっと酷な質問やと思ったので、でなければ、後日、また。それが7%ですか。

四至本財政改革部長 そうですね。

小川委員 そしたら、もうそれは7%ということは理解しました。

そしたら、今言ってるの、何%上げましたかって、徴収率を何%上げましたかという質問です。

(発言する者あり)

中原委員長 ちょっと、もう一度整理して。どうぞ。

小川委員 13年以上は1万2,900円ですよ。

四至本財政改革部長 軽自動車の場合ですよ。乗用車はなんですけども、前は7,200円、そ

れから、今度1万800円という形になります。貨物につきましては、4,000円から5,000円という形で改正されております。それが重課で。

小川委員 それは把握しています。ただ、よろしいですか、委員長。

中原委員長 どうぞ。

小川委員 13年以上たったやつが7,200円から1万2,900円になってるでしょうと。それで、13年以上たった保有率は貨物も乗用車も合わせて、軽の場合7%ですよって。それは理解しました。まあ、個人的には、感覚的にもっとあるのかなと思ってたので、こういう質問したんです。だから、ただ、7%を予算組むために上げたわけじゃなしに、何%上げて予算を組みましたかという質問です。だから、まあ、正直言って、去年の決算と今年の前算額の差額ですわな。今年の前算。今年は去年のままの税金ですので、それはまだ前算出ないから回答できませんか。

中原委員長 答弁できますか。ちょっと調査中ですので、委員の皆さん、しばらくお待ちください。

四至本財政改革部長 ちょっと後ほどでよろしいでしょうか。

中原委員長 では、後ほど整理して、またお答えをいただきますようお願いいたします。

もう一つ、質問があった。えっと、もう一つ質問ありましたけれど、それも後でまとめてということですか。

幾つかの税金の配分の割合だとか、そういったことについても小川委員のほうから先ほど質問がありましたが、もう一度質問してもらいましょうか。まあ、算定根拠みたいなことなんですよね、結局。何でこの金額が出てくるのかと。歳入されているけれども。

(発言する者あり)

中原委員長 すみません、ちょっとお聞きしますけど、小川委員の質問の趣旨はご理解いただいていますか。もう一度ちょっと説明していただきましょうか。

小川委員、もう一度質問をお願いします。

小川委員 多分ね、部長。私、質問したけども、その今年の前算が例えば3,000万円だった。それで今年の前算が3,500万円やから、その差額のパーセンテージを問うたんですけども、今年の前算、まだ出ないですよ。だから、それに対しては、ちょっと。ただ、去年の目標、去年のその前算と今年の前算の差額のパーセンテージ、答えてもらっても結構です。

それと、あとの質問については、その軽自動車税は市町村がかけているんやから、取り分は10分の10であるのか。先ほど、ゴルフ場の配当は10分の7やという回答をして

くれたので、軽自動車も、例えば、私はよくわからないのやけども、例えば、13年以上たったやつの1万2,900円に対しては、町は全部入るものなのか、それと同様の質問が重量税も所得税もその配分があるのであれば教えていただきたいという質問です。

中原委員長 答弁をお願いします。

四至本財政改革部長 軽自動車税に関しましては、当然、徴収した100%入ります。重量税につきましては、今おっしゃられているのは地方譲与税の重量税のかかる部分だと思うんですけども、それにつきましては。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 自動車重量税のご質問でございますけれども、岬町には自動車重量譲与税という形で入ってくるものでございます。自動車重量税につきましては、自動車の重量に応じて税額が決まる、国税でございます。その自動車重量税の収入額の1,000分の407が全体の自動車重量譲与税の総額であるといった形でございますけれども、配分につきましては、自動車重量譲与税の2分の1を市町村道の延長、残りの2分の1につきましては、市町村道の面積に応じて、各市町村に按分して交付するといった内容でございます。

中原委員長 よろしいですか。

小川委員、どうぞ。

小川委員 ちょっと、まあ、とにかく1,000分の407の中で岬町の面積とか人口とかもかわると。これはまた私自身でまた調べます。もう結構でございます。

取得税のほうも同じような回答をお願いします。

中原委員長 ごめんなさい、項目、取得税ですか。

ちょっと、今のやりとりをしているので、今のやりとりのことを先にお答えをいただきましょうか。

ただいま、休憩動議が委員から。

(発言する者あり)

中原委員長 どうぞ、答弁をお願いします。

寺田(晃)財政改革部行政改革推進課長兼税務課長兼課税係長 軽自動車税の増額につきましては、昨年から約12.65の増を見込んでおります。

小川委員 ありがとうございます。

中原委員長 ごめんなさい、もうちょっと答弁をお願いします。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 自動車取得税のことでございます。岬町には自動車取得税交付

金といった形で交付されるものでございます。これにつきましては、まず、都道府県に納付されます。都道府県に納付されました自動車取得税相当額の100分の95のうち、100分の7を市町村が管理する市町村道の面積なり延長を按分して交付するものでございます。

中原委員長 よろしいですか。

小川委員 ありがとうございます。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、歳入についてお聞きしたいことはございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 すみません、そしたら、私、ちょっとお聞きしたいことがありますので、副委員長に運営を代わっていただきます。

坂原副委員長 では、委員長が質問しますので、進行を交代します。

中原委員長、どうぞ。

中原委員長 委員会資料の6ページの真ん中より少し下ですが、款13、使用料及び手数料のところで、総務管理手数料の一番下の欄に、岬町交流センター使用料というのが設けられておりまして、この利用状況についてお尋ねをしたいと思います。

予算としては、余り大きな額が計上されていないようなんですけども、利用されている状況はいかがかと思ひましてお尋ねするものです。

それから、7ページの款14、国庫支出金の項3委託金、総務費委託金のところで、自衛隊員募集事務委託金がありますけれども、これ、毎年計上されているもので、国から移譲事務と言いますか、まあ、依頼をされて事務を行っているところだと思うんですけども、これにかかわってちょっとお尋ねをいたします。

住民の方からですね、中学3年生、お子さんが中学3年生だったときに、自衛隊から直接お子さんの名前あてに募集の郵送物が届いたということで、その情報は岬町から提供しているものなのかという問い合わせがありました。それで、また機会があったら聞くようにしますと私はお答えしたものですから、この機会にお聞きするのですが、岬町から提供しているものだとすれば、それは、全てその年齢に該当する対象者を全て提出、提供しているのか、抽出によるものか、その辺りも含めてお尋ねしたいと思います。

それから、同じページの、今お聞きした欄の下ですが、相談事業が三つ掲載をされております。この三つの相談事業については、年度によって歳入の金額が違うんですが、その



算定根拠となるもの等についてお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

坂原副委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 まず、最初の岬町交流センターの使用料でございます。この使用料は、交流センターの1階の会議室のA会議室及びB会議室の使用料分でございます。

27年度の使用状況でございますが、平成27年の4月から今年の2月までの統計で言いますと、合計A会議室が227回、B会議室が40回、計267回、会議室を使用されております。

坂原副委員長 次の答弁。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 自衛隊の募集事務の委託金について、説明させていただきます。

この委託金につきましては、総務課が担当してまして、自衛隊募集にかかる啓発、岬だより等の掲載等の経費として委託金として入ってくるものでございますが、先ほどのご質問の中で、その募集対象情報の提供につきましては、自衛隊が住民生活課に氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報の提供を依頼しているところだと思います。具体的な年齢何歳からというところについては、総務課のほうでは把握しておりません。

坂原副委員長 3点目の質問について。どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 人権相談事業委託金、委託料の件ですが、3事業です。申しわけございません。相談件数が基礎になっておりまして、それで、三つに分けているような状況でございます。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。まだ、何かございますか。どうぞ。

中原委員長 1点目にお答えをいただいた、岬町交流センターの使用料、また、使用状況についてお尋ねをいたしました。活発に活用されているようで、結構かと思いますが、267回、合計貸出しの実績があるということですが、来年度の予算としては1,000円の歳入ということでもありますから、これは、何と言いますか、例えば社会教育団体だとか、そういう減額、また免除をされるような団体が主にお使いになっていると理解したらいいのかどうか、重ねてお尋ねをします。

それから、2点目にお聞きをしました自衛隊の募集事務については、住民生活課のほうでまた、私、直接聞き取るようにいたしますので、所管が違ったようで失礼いたしました。

それから、三つ目の相談事業の査定根拠のことで、相談件数が基礎ということで、直近の相談実績、件数によるところかなと思いますけれども、まあ、それが中心になると、そ

れだけで決まるものではないと思うんですが、計算の根拠になる中心は、実績によるところだと、相談件数というところかと思います。

今お答えになったのは、人権推進課の人権相談事業分のみのことですか。何か三つっておっしゃったんですけれども、私が言った三つと、お答えになった三つの多分三つが違うんじゃないかなと思って。人権相談の下に法律相談と、総合生活相談がありますので、この三つについてお聞きをしていたんですけれど。

坂原副委員長 答弁どうぞ。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 こちらの交付金につきましては、人権推進課のほうで内示額トータルで出まして、それを基本割と、基本割内示額、件数割内示額、創意工夫割内示額、財政割と4項目についてのそれぞれのポイントに基づいて、それぞれの事業について案分するものでございます。

失礼しました。7ページの一番下の総合相談事業交付金について説明させていただきました。

坂原副委員長 もう一点の交流センターのほう。はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 岬町交流センターの使用料の件ですが、使用状況の中で、使用されている主には岬町の人権協会、岬町シルバー人材センター、NPO法人みさき生きがいワーカーズ、岬町人権淡輪地域協議会の方々が使われておりまして、全額免除という形で規定されております。

それで、民間の住民の方の使用の申請が出てきておりませんので、1,000円という形で住民の方が使用される場合のために1,000円の予算を組ませていただきました。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今、お答えをいただいた岬町交流センターの利用実態についてですが、町内団体、まあ、全額免除となるべき団体の方々に非常に活発に使っていただいていると。それはそれで結構だと思うんですが、一つの活動の拠点ということもありましょうし、それは結構なんですけれど、やはり、地域の中で広くいろんな方に利用していただけるように周知等について、またお考えいただければなと思います。

それから、相談事業については、確認ですが、人権相談事業分として計上されているものは、初めにお答えをいただいていた相談件数が基礎であるというお答えでいいわけですね。それで、三つ目の総合生活相談事業分の算定根拠というのが、先ほどお示しをいただいた4項目の考え方に基づいて内示がされるという理解でいいんですかね。

あちこちから手が挙がっております。

坂原副委員長 どちらから。部長、どうぞ。

古谷総務部長 大阪府相談事業交付金関係につきまして、ちょっと基本的なことを私のほうから説明させてもらいたいと思います。

この大阪府総合相談事業交付金でございますが、交付金の対象となる事業が人権相談、それから、地域就労支援事業、それから、法律相談事業、総合生活相談事業という岬町で言えばこの四つが交付金の対象となっている事業でございます。

それで、大阪府の限られた予算で交付金をいただくということでございまして、大阪府の考え方としましては、交付金の配分内訳として、一つは財政割、一つは基本割、次に相談件数割、それと、あと、創意工夫割というもの最近できてきてございまして、例えばアウトリーチ型とか、そういういろんな工夫をした市町村、その辺については配慮をしていくという大阪府の考え方だそうございまして、漫然としておればですね、この割合が下がってくるというようなことございまして、それで、毎年度ですね、この交付金額の変動があると理解しております。

坂原副委員長 どうぞ。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 総合相談事業交付金の法律相談事業分48万5,000円につきましては、人権推進課のほうで一括して交付金の算定を行います。それが先ほど総務部長がおっしゃられた項目別の基本割、財政割、件数割、創意工夫ということで、一定大阪府の限度額をもって、ポイントとして配分されて、原課のほうで予算化するものでございます。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 皆さん、ご協力ありがとうございます。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 何個か確認させていただきたいことがございました。6ページの中ほどですけども、使用料及び手数料の中の社会福祉使用料、文化センター使用料、こちらですね、昨年からすると、倍以上になっているのかなと、このように思います。文化センターの利用形態が少し変わるのかな、どうなのかなという計画がありましたら披瀝させていただきたいと思うのが一つ目です。

もう一つありまして、8ページの財産収入、下のほうですね。総務課が担当されている町有地貸付収入。これは逆に大幅に下がっているところであります。これはもう何か原因

があるのかなと思いつつ、まあ、どのような物件があるのか、まあ、おおまかなものでいいので教えていただければと思います。お願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 文化センター使用料につきまして、前年度に比べて額が大幅に増加している原因について答弁させていただきます。

まず、文化センター使用料は、昨年までは貸し館の使用料のみで、例年、まあ、12万円程度の収入ということで挙げておりましたが、28年度に関しましては、しあわせ創造部のほうからシルバー人材センターを文化センター内に事務所として使用したいという申出がございまして、今の事務所が狭いというのが一つの原因ではありますが、こちらとしましては、まあ、文化センター内にシルバー人材センターが入ることにより、お互いにメリットがあるというふうに判断しましたので、文化センター内にシルバー人材センターを入れることとなりました。

それに伴い、シルバー人材センターの使用料が7万813円と光熱水費相当分5万7,175円を加算し、シルバー人材センター分12万7,988円プラス、通常の貸し館の12万6,225円を合わせまして、合計25万4,213円ということで計上させていただいております。

中原委員長 続いてどうぞ。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 町有地の貸付収入につきましてご回答させていただきます。

昨年と減額している理由の一つにつきましては町有地を貸し付けているところの一部が売却できたというところでこの貸付収入の減額となっております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今坂課長にもうちょっと聞きたいのですけれども、大体貸し付けしている物件というのはおおよそでいいので何軒ぐらいございますでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 この平成28年度の当初予算の編成では、一応、土地等で9軒の貸し付けとなっております。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一般会計歳入についての質疑は終わりたいと思います。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付をしております委員会所管内訳表を合わせてごらんください。

まず、初めに議会費について質疑をお受けしたいと思います。

予算書の35ページ、36ページをごらんください。

質疑、ございませんか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 2点ございます。

35ページ中ほどの節でいう旅費ですね、結構増額されているなど。私たちが活動するために多目に要求していただいて、町のほうも行政のほうもつけてくれたのかなと思いつつ、実際どのような内容で要求してくれたのかというのを確認させてもらうのが一点と、次のページの公用車購入費につきまして、結構な額になっております。どのような車を予定されておられるのか、答弁をお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

岸本議会事務局長 竹原委員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の旅費の費用弁償196万5,000円についてでございます。

前年と比較して、115万ほどアップしております。内容については議員の研修代、一人10万円で12人分の120万を予算計上しております。

2点目の公用車購入費506万6,000円でございます。これについては現状の車が相当古いので、新車の購入で同等クラスの車を考えております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 ただいまの答弁を聞きまして、以前より会派のほうでも申しておりましたが、研修に積極的に行けるのかなというように思いますので、納得いたしました。

公用車に関しましても、古くなっているのはわかっております。同等クラスということなので、恐らくクラウンなのかなというように思うのですが、できるだけ運用がしやすいような、議会だけで使うのではなしに、やはり議会からも貸し出すこともあると思いますので、みんなの使いやすいような内容の車にしていただければというように思いますので、よろしくをお願いします。

中原委員長 ほかの委員。

田島委員、どうぞ。

田島委員 関連ですけど、備品項目の500万6,000円、これ、議会だけだったら住民から見たら、何でそんなに高いものを買うのとなってきましたわな。実態はそうでないわけですわ。

実体はやはりお互いに用途によって貸し借りをしているということですから。結局議会が必要やから500万円で買ったのではないということを説明しておかないと、確かに住民から見たら、12名の議員が使うのにこんな高価なものをなぜ買うのかと、普通、一般家庭だったら、昔でいったらカローラクラスの大衆車でしょう。それなのに、何で500万円。これ、説明しておかないと、局長、あかんと思うね、説明で。恐らく貸し借り、やり合い、やっていると思うのです。どうしても黒色の車がほしいという場合はやはり公務で必要な場合は貸し借りして使ってもらったら十分結構と思うのですがね。ここの説明が足らんから、結局誰が見ても500万円で安いのか高いのかわかるはずですね。その点、ちょっと、一つ、配慮してほしいなと思うのです。でないと、議会専用の車ではないと思うのです、実際。専用だったら、専用としておかないと、貸出禁止とやらないといけませんわな。やはりお互いに使うのですけども、結局どの部署が使用頻度が高いかということも、一度、貸出簿を見たらわかるんですけども、そこをちょっと、やはり説明してください。でないと、この議会費でも、何やこれ、高いやないかという、こういうお話もありますので。これが今後こういう具合に、予算請求のそれにつけ加えておいてください。でないと、誤解を招きますので。

この旅費の部分については当然、長年、この視察研修費を削られて、ゼロで議員は一生懸命資料を集めて、自前で勉強してきたので、やっと時限立法ですか、それが解けて、やっと196万5,000円いただけるようになった、これは当然、権利ですよ。

そういうことで、当然、つくべきものはついていただかないと、やはり我々もかすみを食べて生きていけないので、やはり資料、いろいろな勉強をするにはやはり予算がどんどん、遠慮しないでいいと思います。当然、行政も必要なものは必要な分で作ってはと思うので、やはり住民代表は住民代表で、これから勉強しにも行かないといけませんし、当然、議会の交際費も本当言うと、低いですわな。これ、本当に対外的に二国も抱えて、今度、いろいろな対外的なのを抱えて、本当に議会の交際費というのは手土産持っていく金もないというのは現状も私も議長のときに経験しております。二国の陳情に行くのに金なしで行ったこともあります。ということで、やはり必要なものは必要なもので、遠慮せずに、領収証をつけるのですから、何もぼっぽするのではないのですから、やはりそれは正当に請求したらいいのですわ。請求して、結局請求がかなわなかったら、かなわなかったで、また後刻対応したらいいだけのことであって、やはり局長、一つ、そういう具合に交際費も当然、余りこれ以上絞られないほどで情けない交際になりますので、そこを一つ、議長

といろいろ調整してください。それだけ、経験上、お願いしておきます。

中原委員長 よろしいですか。

田島委員 それだけは弁解しておきますわな。

議会の車、専用ではないということをここで言うておきますので。

その点、使いやすいと思います。どんどん使ったらいいと思う。

中原委員長 確か、この公用車については以前、議長のほうからもお話があつて、いろいろ経過があつて、共有して使っていくと。それが出発点ではないのですけれども、老朽化に当たって買いかえるについては、あちこちから要望もあつて、皆さんで使えるようにということをお考えのように聞き及んでおりますので、よろしいですか。

議会費について、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、議会費についての質疑を終わります。

続いて総務費に入ります。

予算書の36ページから51ページをごらんください。

今、36ページから51ページと申し上げましたが、その中で42ページの目6交通安全対策事業費と47ページから48ページの項3住民戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管となりますので、そこは除いて質疑をお受けいたします。

田島委員、どうぞ。

田島委員 当初予算書の38ページ総務管理費節の13委託料、この説明の中で職員定期健康診断委託料と職員厚生委託料、この部分について、どのような内容か、ちょっと担当のほうで説明を求めます。

中原委員長 答弁をお願いします。

どうぞ。

廣田(尚) まちづくり戦略室室町長公室担当人事担当課長 健康診断の委託料に関しましては、毎年定期的に職員、臨時職員、再任用職員、全職員対象に健康診断ということで9月ごろに実施しております。

健康診断の中身につきましては、28年度の内容につきましては、通常の肉体的な健康診断と、それからメンタル的なストレスチェックというものも合わせて実施している内容になっております。

メンタル的な不調者が、全国的に急増しているような状況でありまして、今回、ストレ

チェックが全国的に義務化されましたので、うちの健康診断のほうでもストレスチェックという制度を取り入れました。内容的にはストレスチェックに関しましては、アンケート方式で職員がどれだけストレスを抱えているのかということ事前に把握して、もし、そういうアンケートにひっかかって、ちょっとストレスがかかっているなというような状況でありましたら、産業医との面談をしたり、実際、産業医の面談によっていろいろなアドバイスをもらったり、実際に精神科医につないだりということで、本当のメンタル不調者になる前の予防みたいな意味合いということでストレスチェックというものも、今回、予算要求の中に入れさせていただいております。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 職員厚生委託料につきましては、岬町の場合はリロクラブというところに厚生実施団体がございますので、各市町村、そういうような福利団体に入っているところです。

従前につきましては、人事のほうで福利事業について、組み立ててやっているところもあったわけですが、現在はそういう団体に任せるといってもありまして、いわゆる、今回の職員厚生委託料におきましては一部負担金、職員が一部負担をしながら福利厚生としてその個人負担分と事業所負担分を146名程度を見込みながら委託料として予算計上させていただいております。

そういうような福利厚生に関して委託している分の負担金でございます。

中原委員長 よろしいですか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 この説明で、健康管理に十分配慮してもらわないといけないのですけども、こういうようなシステムをこれからどんどん取り入れてもらって、過日も懲戒処分の関係のあった部分で、やはり、皆さん、心の病気もあったし、そういうことになるので、そういう今回のこの委託料については私は反対ではございません。まだよくやっているなど。そういう予算化したなということは認めますけれども、あと、この部分について、いろいろな作業の部分がございますわな。この部分については、この作業については、やはりはっきり申しまして、職員組合とのいろいろな協議なりお話なりを事前にされておられるのか。もし、されておられなかったら、早急にやるべき話だと思う。職員組合とのいろいろな協議、これを本日、町長も不在ですけども、これから職員組合とのそういう協議、折衝等々、保井さんのほうでそういうお話を進めるお考えはあるか、ないか、この場でちょっとお答えを聞いておきます。



中原委員長 答弁どうぞ。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 職員団体との相談といいますか、我々は事務折衝というように形で表現させていただく場合もございますが、その中でなるべく情報は共有していこうということに努めております。ただ、どの分が漏れているということはあるかもしれません。それは定期的に、また、随時、日程調整をしながら事務折衝の場を設けておりますので、その中で、どの分が漏れているよとか、そういうようなお話もやりながら進めております。委員の意見を真摯に受けとめながら、当然、事務折衝はきちんとやっていきたいと考えているところでございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 当然、協力的に事務折衝をしていただかないと、やはりいろいろな考えなり、意思の疎通が図れませんので、ひとつ、協力的に事務折衝の方法を強く要望しておきます。これは私からの要望としてお願いしたいと思います。結構です。

中原委員長 ほかに。

小川委員、どうぞ。

小川委員 何点かお願いいたします。

40ページの財産管理費で修繕料707万1,000円について説明をお願いいたします。

それと、41ページの工事請負費、中集会場増築工事について、この集会場については増築にいろいろ問題があると聞き及んでおりますが、この1,296万円の、これ、財産区からの繰入金と伺ってますし、財産区のほうでは何ら問題なく承認をいただいたとも聞いております。この工事内容についての進捗状況があれば、お願いいたします。

続いて、備品購入費の公用車購入費。これはどの部署で、どのような車で、何に使うのかお答え願います。

中原委員長 それでは、答弁をお願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 まず、修繕料707万1,000円の内訳を回答させていただきます。

本庁舎分の修繕費が約440万円。あと、公用車の車検料が約91万5,000円。公用車修繕料、直近3カ年の平均をとりまして、45万5,000円。集会所の日常修繕料で44万3,000円。庁舎管理修繕料等、集会所維持補修修繕料を合わせまして、約78万円ほど。合計の707万1,000円となっております。

続きまして、中集会所の増築工事の進捗状況なのですけれども、先ほどの補正予算の繰越部分でご説明させていただきましたように、現在、設計委託料のところの予算を執行するに当たりまして、今、建築確認等の状況で大阪府と調整する必要が生じてまいりました。それでかなりの時間を要しておりますので、まだ実施設計の委託が終わっておりません。ですので、増築工事というのはまだこれから、実施設計が終わった後の作業になる予定でございます。

中原委員長 もう一つ、公用車についても答弁をお願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 すみません。質問をもう一度お願いします。

中原委員長 どこの部署でということでしたかね。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 公用車、330万5,000円の中身です。

軽自動車1台とハイラックスの代替車としまして、タウンエースのトラックタイプ1台を、想定しております。合計2台の費用でございます。

中原委員長 今、公用車の内訳をお聞きしましたが、どこの部局で使うとか、使用目的が定まっているようであれば、それも合わせて質問されていたところなのですけれども、お答えいただけるようであればお願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 公用車の使用目的につきましては、軽自動車1台を保育所のほうで不足しているところがございますので、配置するというところです。

あと、ハイラックスにかわるものにつきましては、住民生活課等で草刈等で頻繁に使っております。その代替になる予定でございます。

中原委員長 よろしいですか。

小川委員、どうぞ。

小川委員 修繕料の内訳を丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。

多奈川中集会所の、私が聞きたかったのは大阪府と建築確認の問題が云々が発生したことによって、工事が遅れているのは存じ上げております。その大阪府との建築確認だとか増築の、その部分の進捗状況がわかれば教えていただきたかったのです。

公用車の件は了解いたしました。

中原委員長 お願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 中集会所の件については大阪府と現在、既存の浄化槽の人槽、それに伴います増築部分がどれぐらいできるか、あと、増築の方法等について課題の整理を行っている状況であります。

あと、既存の接続に当たりまして、既存の耐震性の確認等も必要になるかどうかという協議も、今後合わせて協議していくということとなっております。

中原委員長 よろしいですか。ほかに関連して。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 小川委員の関連でございますが、40ページの修繕料の説明の中で庁舎分440万円プラス庁舎と何がしの分で78万円とか、答弁があったと思います。

その次のページの41ページの節でいう15の工事請負費の中にも庁舎整備工事70万2,000円あったのですが、庁舎にかかる修繕料というのですか、修理代というのがこのほかにもあるのかどうか。大体総額でどのぐらいの修理をしながら長寿命を図るのかな、これがわかれば教えてほしいなと思うのと、また、公用車の件をお聞きしまして、以前、私がどこかのタイミングで公用車の中でも使用できる車を民間じゃないですけども、地域で活動されている団体に貸し出す制度をつくってはどうかということを行ったような気がするのですが、そういうような検討をしてもらえないか、検討してくれたのかな、どうかというのをお聞きしたいと思います。このハイラックスにしても、軽のトラックにしても、ハイエースのバンにしても、やはり地域の活動団体さんが貸してほしいということがあると思うのです。また役所のことですので、土日が休みで活動団体が土日に使いたいということで、稼働率を上げていくというのがいいのではないかと、このように思うのです。また、利用に当たって、利用料も取ったらいいと思うのです。そういうようなことを検討されましたかということを確認させていただきたいと思います。以上2点、お願いします。

中原委員長 お願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 庁舎の修繕工事等でどれぐらい費用がかかっているかということなのですが、ここの28年度の予算の工事請負費、庁舎整備工事費の70万2,000円というものは平成27年度、2階、3階のベランダの飾り棚、コンクリート部分の落下防止という形で、まず執行しておりますので、その反対側、南側の部分の対策工事として70万2,000円を要求しているものでございます。ですので、臨時的にあげているものでございまして、通常、修繕的には本庁舎分として大体450万程度、毎年必要と思われるところでございます。

それから、公用車の外部団体さんへの貸出等については、現在、全然やっておらないわけではないのですが、やはり担当課が予約状況を確認した上で土日等、担当課に総

務から貸出をした上で、そこから責任を持って使っただけという状況でございます。

中原委員長 よろしいですか。

お諮りいたします。休憩を取りたいと思います。午後の開始は13時ちょうどからまたよろしく申し上げます。

(「はい」の声あり)

中原委員長 休憩を解きまして、審議を続行したいと思います。

午前中、総務費の質疑をお受けしておりましたが、ほかに総務費の分野で質問がありましたら、お受けしたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

道工委員、どうぞ。

道工委員 先ほど、議会費の中でも話があったのですが、町の交際費、48万8,000円しか組んでないのですが、東京に行っても手土産一つ持っていかないといけない時節の中で、余りにもかわいそうだなと思うのですが、この辺はまた補正でも組めるように、その幅を持たせておくのかどうか。この数字で行けるのかどうか。そこら、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 町長交際費につきましては、前年と同額の金額で予算計上させていただいておるところでございます。ご指摘の件につきましては、十分経費も節約しながら、また十分な効果を出すように、まず持ってこの予算の中でおさめるような形で努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

中原委員長 道工委員、どうぞ。

道工委員 この予算の中でという、遠慮したものの言い方をしているけども、その辺は皆さんの了解を得て、ある程度幅を持たせてもらっておいて、また補正を組むなり、気持ちを持ってもらとかなと、これではやはり町長があんなに動いている中でしんどいと思うので、ぜひとも、その辺の気持ちは議会のほうも多分持っていただけたらと思いますので、それは一つ、ぜひともお願いをしておきたいと思います。

中原委員長 ほかに委員さん、いかがでしょうか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 51ページまでなので、ごめんなさいね。49ページの選挙費のところ、どこに該当

するのちよっとわからないのですが、できるだけ投票率を上げてもらいたいなというをお願いしたい。それにかかわって予算というものはついてないのかなというのを一回確認したいなと思います。というのは、今回のこの参議院議員の選挙より制度が変わって、18歳からの投票権が生まれますので、そこはどこで対応をされているのか、またその投票率を上げるための活動というはあるのか、ないのかご答弁願います。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 その選挙の投票率を上げる方策というところのご質問なのですけれども、49ページの選挙啓発費の19負担金補助及び交付金、大阪府南部ブロック選挙管理委員会協議会負担金というのがございまして、この中で情報収集を得ながら選挙管理委員会が8市4町で構成した上で、その中であらゆる啓発をやっているというところがございます。

中原委員長 もう少し答弁があるようです。お願いします。

古谷総務部長 ちょっと補足説明をさせていただいておきます。

選挙の期日をお知らせする手段としては、一つは投票所入場整理券というのを各選挙人に配布させていただいている。それと、ポスター掲示所を設置しまして、そこにも選挙期日を記載して、目につくようにさせていただいておる。

そして、予算でいいますと、需用費の印刷製本費になりますけれども、岬だよりの特別号を毎回編集させていただいて、発行させていただいて、各家庭に配布させていただいているというようなことでございます。

来る参議院議員通常選挙におきましても、このような活動をやって、投票率の向上を図ってまいりたいと考えております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 これに関しては各市町村でいろいろな取り組みをされているということがあると思うのです。それを参考にさせていただいて、やはり、こんな大きな国政の選挙ですけれども、そういうところから若年層も含めて、投票率を上げるような何か、取り組みをしていただきたいなと思いますので、この予算要求では見えてないところもありますが、いろいろ調べていただいて、取り組んでいただきたい。これは要望とさせていただきます。

中原委員長 ほかにいかがですか。

反保委員、どうぞ。

反保委員 一点、ちょっとお聞きします。

42ページにもありますように、防犯カメラ、安心、安全を世の中うたっていますけれども。

中原委員長 ちょっと失礼します。反保委員おっしゃっているのは目6に当たるところでしょうか。交通安全対策事業費の中ですね。これはごめんなさい、所管外になりますので。

もう一度お願いします。

反保委員 結局聞きたいことはこの町内に防犯カメラというのはどれぐらい設置されているのか聞きたかったのです。

中原委員長 答弁をお願いします。今、該当箇所は39ページの節19の中にある防犯カメラ設置補助金にかかわる事柄かなと思いますので、お願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 危機管理担当が所管をしております部分で、防犯カメラについては2カ所となっております。

平成27年度におきまして、「岬町自治区に対する防犯カメラ設置補助金交付要綱」を制定させていただきまして、2地区においてこの補助金を活用して、設置をしていただいております。

反保委員 ということは何台ほど町内にあるのですか。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 危機管理担当所管としては2カ所を把握しておりますところですが、あとは住民生活課が所管しております駐輪場と多目的公園にも設置しております。

全体の数は把握しておりません。

中原委員長 はい、反保委員、どうぞ。

反保委員 もう1点だけ。

私、5年、3年ほど前か、泉南市の生活安全課のほうの町からの担当で協助力として参加させてもらってました。そのときに岬町というのは群を抜いて防犯カメラのないところで、普通は考えられないぐらいの、犯罪、起こり得るナンバーワンの町やと。岬町では多くの皆さんの声が、プライバシーの侵害があるというのがうたい文句で、町としてはそういう、取り組むようなお考えはないところなのですかということは何回も聞かれたことはあるのです。私、その時点では財産区の5台ですかね、そのうち2つはイミテーションで飾っているということしか知識がなかったので、声は届けておきますとあって、話をしたことはあるのですけれども、何せ、犯罪でこっちへ入ってきた場合、前にこの浜で自殺がありました、刃物で。そのときに泉南署から大挙して来られたときに、防犯カメラが設置されて

ないので、非常に困っているのだということを警察の中で聞いたことがあるのですが、その後、進展というのはお考えはないのでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

中口副町長 今、反保委員の言われるように、2年ほど前でしたか、泉南署の山本署長を筆頭にうちの町長に面談に来られまして、今の言われた内容で防犯カメラの設置を要請を受けた事実はございます。その中で、やはり今反保委員が言われたように、肖像権とかもろもろの話で、例えば、駅前とか駅周辺、主にそういうところからかかっただけないかということも、そのとき、申し出を受けました。その中で、今回、この39ページの防犯カメラ設置要望について、地方行政としては積極的に設けたいという意向はあるのですが、予算の関係もあるのですが、できれば自治区のほうからそういう要請を受けるシステムにしようかということで、今回、そういう地元の要望の設置箇所というか、そういうので求めていこうと。以前、財産区等々の協力を得まして設置したのは、ごみの不法投棄とか、そういう防犯と違う面のダミーのカメラとか、そういうのを設置した事実はございます。本格的に防犯についてはそういうことで町行政も泉南署の署長自らの要請もあるのですが、一方で、そういうことで対応していきたいという考えであります。

中原委員長 反保委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 2、3点、確認をお願いします。

40ページの一番上の段で、防災行政無線システム実施設計業務委託料としてあるのですがちょっと大きな額になりますけど、これ、設計業務委託ということは設計したあと、これはシステムをまた入れ替えるとか設備を入れ替えるとか、そういうことになるのでしょうか。

それと、その下の広報誌編集業務委託料とあるのですが、これも新規だと思うのですが、この詳細についても、合わせてお願いします。

中原委員長 どうぞ。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 防災行政無線の実実施設計委託料についてご説明させていただきます。

防災情報の発信拠点となる本庁舎の耐震強度に課題があることから、不測の事態に備え、防災行政無線をより安全な場所への移設の検討が必要となったこと、また、本町の防災行

政無線は、平成11年にアナログ形式により無線機の整備を行ったもので、運用開始後17年を経過し、劣化が著しく、それとあわせまして、電波法の改正に伴い、使用期限が平成34年11月となっておりますこと、この2点から、今回、平成28年度当初予算において、これらにかかる実施設計委託料を計上させていただいております。

また、今後の機器等の設置については、今後の財政負担を勘案する中で考えていきたいと思っております。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 それでは、広報誌編集業務委託料について説明させていただきます。

広報誌というのは岬だよりになります。岬だよりにつきましては現状、職員1名が専属で編集をしている状況でありまして、十分なわかり易さとか親しみやすさに配慮した広報誌をつくるために、今回新たに編集作業を外部に出すこととなっております。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 今回の答弁によりますと、防災行政無線システム、これは設計業務、設計はするけれども、設備の入れかえ、設置等は予定に入っていないということではないのですか。お願いします。

中原委員長 答弁、どうぞ。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 先ほどご説明させていただきましたように、電波法の改正に伴い、使用期限が34年11月までとなっております。平成28年度におきまして実施設計をさせていただき、その後、平成34年11月までの間に、財政負担を勘案しながら検討させていただきたいと考えております。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 今回のその予算ですけれども、これはどちらかから補助金なり、何かあるのでしょうか。

中原委員長 答弁お願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 この防災行政無線の実実施設計に当たりましては、全額起債対応ということになっております。起債名が緊急防災減災事業債、100%の充当率となっております。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 わかりました。

ちょっと金額が大きいもので、確認させていただきました。今後検討してやっていくということですね。了解しました。



もう一点、確認をお願いしたいのですが、46ページです。

この節14使用料及び賃借料、エルタックス審査システム利用サービス使用料としてあるのですが、これ、税に関係するものだと思うのですが、これは住民が利用するものなのでしょうか、職員が利用するものなのでしょうか、その内容、詳細をお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

寺田（晃）財政改革部行革推進課長兼税務課長兼課税係長 お尋ねの件、エルタックス審査システム利用サービス使用料につきましては、住民からと、こちら、行政の側で使うシステムとなっております。

税の申告に関しまして使用するシステムとなっておりますので、そちらのほうでご了解いただきたいと思います。

中原委員長 よろしいですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 何個かありまして、ちょっと戻って、39ページ節19の負担金、補助及び交付金の一番下の協働のみさきの集い実行委員会補助金ということですが、毎年、年初に行われるこのイベントですけれども、ちょっとずつ金額が大きくなってきているのかなと思いつつ、参加者数がどっかかという、少なくなってきているのと違うのかなと感じているのですが、その推移がわかるのであれば、教えてほしいと思うのと、それと、これは毎年海浜会館で行われておられますが、ほかの場所で行われるという予定はないのでしょうか。とりあえず、それをお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 協働の集いにつきましては、前年度よりも8,000円程度金額が増えているような状況にはなっておりますけれども、実行委員会方式でやっておりますので、その負担金となっております。

人数的には当初に比べますと落ちついてきたというような段階でございますけれども、200人は来ておりますので、会場において十分安全に式典が開催できるような状況になっております。

また、内容につきましても、社会福祉協議会と実行委員会の中での役割の中で、ことしはたこ焼きなども振る舞っていただいたという形で、式典の内容も充実してきているように考えております。

また、会場につきましては、なるべく現状のところも踏まえて、ただ、駐車場の確保の問題もありますので、会場について考えていきたいと思えます。

以前にも地区別に回るのかとかいうようなご意見もいただいておりますので、それも踏まえて実行委員会の中で協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今の件、理解しました。

そこへ参加することによって年始の挨拶が一度にできるなというところもございます。

また、各部門で活躍されている方の中でいい意見も出ているようにも思えますので、実行委員会の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、よりよいものになるようにお願いしたいと思います。

続きまして、44ページの地方創生総合戦略事業費の中の定住促進パンフレット作成業務委託料とありますが、この定住促進パンフレットというものは大体どのような感じのものになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

中原委員長 お願いします。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

定住促進パンフレット作成委託料は、今年度につきましても移住パンフレットということで、岬町外から岬町に転入された方のお声をお伝えするような概要版のパンフレットを作成しております。また、町内に出向きまして、カフェとか、そういう起業されている方のお声を聞き、岬町の住みやすさとか、学校やいろいろ教育面のこととか、買い物がしやすいとか、大阪市内から45分程度で岬町に来れるという通勤圏内ということなど、いろいろご紹介できるパンフレットを作成して、周知しているところです。引き続き、岬町に住んでいただけるような、定住促進パンフレットを作成する予定です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

ないようでしたら、私から質問させていただきます。

坂原副委員長 進行をかわります。

中原委員長、どうぞ。

中原委員長 予算書の40ページの先ほど、副委員長のほうから防災行政無線システム実施設計委

託料の質問がありましたけれども、全額起債で対応されるということで、いろいろな補助のメニューがあるのでお聞きするのですが、これは全額起債で対応するけれども、今年度に何らかの財政補填というか、そういうものが地方にあるものかどうか。財政面のことを少しお尋ねしておきたいと思います。

それから、同じ一番上の欄の中なのですけれども、法律相談弁護士委託料、2015年度中の相談実績数をお聞きしたいのと、それから、来年度においても同じぐらいの数ということでこの予算を算出されているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 どうぞ。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 防災行政無線の実施設計委託料の件についてお答えをさせていただきます。

財源の件ですが、社会資本整備交付金という国の制度がありまして、平成26年度までは、防災行政無線のデジタル化も交付金の対象になっておりましたが、平成27年度からは対象外となりました。現在使える財源としましては緊急防災減災事業債のみとなっております。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 2015年度の件数ですが、2月24日まで118件のご相談がありました。年間最大144人が受けれるという形になっております。

それと、法律相談弁護士委託料につきましては、大阪弁護士会に委託しておる経費となっております。委託料と交通費の費用となります。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 引き続き、お尋ねをいたします。

44ページの節13委託料、配偶者等虐待防止緊急一時保護委託料の事業についてご説明ください。

それから、節19の負担金、補助及び交付金の中で岬町人権協会補助金というのが設けられておりまして、この補助金については以前から申し上げているのですけれども、ちょっとお手伝いといいますか、文化センターでの事業などの補助をする人件費についてもこの中に含まれたままかなと思うのですが、この算定の中にその人件費も含まれているのかどうか、従前と変わらないのかお尋ねしたいと思います。

それから、今申し上げた補助金の2つ下に平和首長会議メンバーシップ負担金とありまして、これも初めてお見受けするかなと思いましたので、お尋ねしたいと思います。

それから、ちょっと時間の関係もありますので、資料でご提出いただきたいものがあるのですが、節13委託料の中の人権相談事業委託料、この相談実績についての資料を提出していただきたいと思っています。2015年度のわかる、直近のところまでで結構ですので教えていただきたいと思っていますのですが、その資料を作成していただくときに、日時と相談の種類、人権相談と申しましてもいろいろな相談にお見えになりますから、高齢者問題だとか、いろいろなケースがありますので、その相談の種類ごとに教えていただきたい、そういった資料を出していただきたいと思うのですが、お願いできるかどうかということと、それからもう一つ資料をいただきたいと思っておりますが、地方創生総合戦略事業費にかかわって、さまざまな事業、取り組んでおられますけれども、2015年度中の事業実績をお聞かせいただきたいと思っております、ここで全て出していただくということになりますと、時間も相当かかってきますので、実績について、事業ごとに資料を提出していただけるとありがたいと思っています。最後の二つは、資料をいただけるかどうか。お聞きしたいと思います。

坂原副委員長 はい、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 まず、1点目の配偶者等虐待防止緊急一時保護委託料の件ですが、配偶者その他の家族の身体的、精神的、経済的、社会的、または、性的な暴力等によって、生命もしくは身体に危害を受け、また受ける恐れのある女性及び当該関係者、いわゆる虐待被害者に対して、町が安全確保を必要と判断した場合、町が契約する施設において緊急一時保護を行うための委託料でございます。基本的には、大阪府女性相談センターへの一時保護のつなぎという形で予算計上させていただいております。それと27年度から組んでおりましたけれども、今のところ一時保護の申請はございません。

それと順番が逆になるかもわかりませんが、平和首長の会議、メンバーシップ納付金でございます。事業の内容につきましては、樹木の二世、種や苗木の配布を考えておまして、それを加盟した市町村に平和意識を醸成するための取り組みを行うという形で賛同いたしました。

もう1点は、核兵器が地上から姿を消す日まで燃やし続けようという趣旨により、広島市の平和記念公園内に設置されている平和の灯の火を平和の象徴として燃やし続けるという形で加盟都市に分配する取り組みを行うという形で賛同いたしました。

それと人権協会の補助金のうち、保管業務の清掃の方の人件費も昨年通り含ませていただいております。それと相談事業の件数でよろしいでしょうか。

坂原副委員長 はい、中原委員長どうぞ。

中原委員長 あの資料の提出で結構ですので、いただけるかどうか。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 2015年度の4月から12月の相談件数で、相談事業の報告は、3カ月に1度の報告ですのでその件数になりますが、その内訳ですね、件数プラスその件数が労働関係に関する人権問題の件数とか、そういう資料でよろしいでしょうか。

中原委員長 はい、そうです。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 はい、資料を提出させていただきます。

中原委員長 はい、ありがとうございます。

坂原副委員長 はい、答弁どうぞ。

西まちづくり戦略室地方創生企画政策監 2点目の地方創生の事業の報告でございますが、地方創生の取り組みの実績につきましては、PDCAサイクルの中で効果検証をするということで、成果につきましては岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で報告し、検証させていただくとともに議会へも報告させていただいて、ご意見を伺わせていただく予定をいたしております。27年度の事業の完了後、議会の方にご報告させていただきたいと思っておりますのでそれでよろしいでしょうか。

坂原副委員長 はい、中原委員長。

中原委員長 はい、地方創生の事業についてはそれで結構です。ということは、一番新しい機会でございますと3月23日でしたか。総合戦略会議予定されていたかなと思うんですが。その傍聴にいけば一定のものが把握できると理解してよろしいですか。

坂原副委員長 はい、どうぞ。

西まちづくり戦略室地方創生企画政策監 27年度事業については3月いっぱいまでの事業になっておりますので、23日の総合戦略推進会議の中では途中の経過になってまいります。最終的な成果については3月が終らなければ出ませんので、その後の議会の方でご報告させていただきたいと考えております。

坂原副委員長 はい、では進行戻します。

中原委員長 はい、ご協力ありがとうございます。ただいま、総務費について質疑を行ってまいりましたが委員の皆様よろしいでしょうか。

はい、それでは総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の57ページから59ページの目9文化センター費をごらんください。質疑があ

りましたらお受けしたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

ないようでしたら、副委員長すみません、私も聞きたいことが。

坂原副委員長 はい、それでは進行を交代します。中原委員長。

中原委員長 はい、予算書の58ページ、節7賃金、臨時職員賃金とありますが1万9,000円と少ない金額でありまして、これは何かなと思って疑問に思っているの、それをお聞きしたいと思います。それから、節13委託料、総合生活相談事業委託料にかかわって、先ほど人権相談のところでもお聞きしましたが、後ほど結構です。相談実績について資料提出をお願いしたいと思います。それから、59ページの、節15工事請負費文化センター改修工事とありますが、これは午前中質疑にもなっていたシルバー人材センターとのかかわりがあるのか、ちょっとよくわからないんですけど、事務所の文化センターの事務所の改修工事というように資料で見せていただいているのですが、その改修工事の内容、目的等についてお示しいただきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 はい、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 今回の3点について説明させていただきます。

まず、賃金の臨時職員賃金1万9,000円の内容でございますが、こちらにつきましては文化センター運営委員より、運営委員会において他の隣保間の視察をして勉強したいというご意見がございまして、それで町のバスを利用しまして、バスの運転手の賃金ということで1,320円の時間単価で、7時間の2回ということで1万8,480円という内容でございます。

次に、総合生活相談事業の件数でよろしいですか。そちらの内容について資料の提出ということで後日させていただきます。

3点目の、工事請負費文化センター改修工事の内容でございますが、午前に簡単に説明させていただきましたが、文化センター内にシルバー人材センターを、事務所を入れることを、こちらで許可しましたのでそれに対する改修工事にかかる費用ということとなります。

坂原副委員長 はい、中原委員長。

中原委員長 はい、提出をお願いした資料については、また後ほどこういう項目でということをお伝えしたいと思います。

それから、文化センターの改修工事にかかわってですが、シルバー人材センターの事務所の移設と考えたらいいのでしょうか。それとも、今使っておられるところが手狭ということはそこそこでお使いになりながら、こちらもというように増設というか事業の活動場所を増やすと捉えていいのか。お聞かせください。

坂原副委員長 はい、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 シルバー人材センター様からは、現在使っている事務所のほうが、メンバーさんも高齢化迎えておられて2階に上がられるのが大変だというお話をいただいております。さまざまな要望内容等をいただきまして、現在文化センター内で今回改修させていただく場所は、従前は守衛室というのでしょうか。寝泊まりして24時間勤務みたいな形で、寝泊まりのできるような、ちょっと台所の設備とかついた現在使用していない部屋が、入って1番奥にございますので、そちらのほうを貸してほしいという申し入れでしたので、事務所として改修工事をさせていただこうと思っております。現在使われておられるところは、引き払われて文化センターのほうを拠点にされると伺っております。

坂原副委員長 はい、進行戻します。

中原委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま文化センター費について質疑をお受けしておりました。

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、それでは民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

予算書の89ページから91ページをごらんください。

議員の皆さん、質疑おありでしたら、はい、竹原委員どうぞ。

竹原委員 2点ございます。90ページの泉州南消防組合負担金3億2,000万円、何がしという金額について、これは組合が設立されてから余り変わってない金額でよろしいのか。当初面積なり人口なり割合を決めようと言ったのが3年から5年ということだったので、5年間はこのくらいの金額で行くのかなと思うんですが、それはそういう理解でよかったのかどうかというのを確認させてください。

もう1つは、91ページのこれは節でいったら、19負担金、補助及び交付金の方ですね。自主防災組織育成事業補助金とありますが、これの内容についてわかる範囲で教

えてください。お願いします。

中原委員長 はい、答弁どうぞ。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 竹原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

泉州南消防組合の負担金につきましては、平成25年度決算ベースで2億7,707万108円、平成26年度決算では3億710万8,474円、平成27年度につきましては、先ほど補正予算で360万1,000円の補正をさせていただきますと、予算額でいきますと3億2,258万8,000円、平成28年度当初予算として今回計上させていただいておるものが3億2,050万4,000円となっております、3億程度の金額で推移しているというところでございます。

先ほど委員がおっしゃられましたように、負担金の考え方につきましては、統合前の平成21年度から23年度における投資的経費を除いた負担額をもとに算定するとし、今の負担割合が決められております。同時に、統合後3年から5年を目途に負担割合の見直しを検討するとされております。現在、泉州南消防組合関係市町連絡会議をもうけまして、担当課長及び財政担当部局等も入った中で、平成27年度におきましては2回会議が行われており、引き続き協議をしているというところでございます。

もう1点、自主防災組織の育成補助金についてですが、平成27年度におきまして、「自主防災組織育成事業補助金」を創設させていただきました。考え方につきましては、自主防災組織の充実及び育成を図るため、防災活動に必要な資機材の整備を補助することを目的としており、例えば、水防活動資機材でありますとか、救助資機材等を自主防災組織において購入するという計画に基づいて補助をするとしております。平成27年度に創設させていただきました補助制度でありますので、平成28年度早速、自治区長連合会を通じて各地区の方に活用いただきたいと考えております。

中原委員長 はい、竹原委員どうぞ。

竹原委員 はい、後で答弁していただいたほうは、自主防災組織の資器材購入の補助ということで、とてもいいことだなと思っております。また区長連合会等々のほうと連絡を密に、自主防災組織の育成にあたっていただければと思います。

先の泉州南消防組合負担金におきまして、27年度に2回ほど、課長が会議に出ただいたといった中、大体の感じでいいんですけど、この3億2,000万円という金額が、岬町がこれからどのようになっていくのかっていうのが、見えるところがあったら教えてほしいのと、そんな中でどういう議論がされているのかなと、とても気になりますのでわ



かる範囲で結構ですのでもう少し詳しくお願いします。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 負担金の推移というところで見ますと、大きな事業として、平成26年度におきましては、消防無線のデジタル化、平成27年度におきましても、消防指令室を統合するという事業を行っておりまして、平成28年度以降は主立った投資的事業として、阪南市南西部新分署の建設事業がございます。阪南市南西部新分署の建設が終わりますと、一定平準化した負担金になってくると考えておるところです。負担金の見直しにつきましては、非常に難しい問題で、先ほど算定根拠の説明をさせていただいたところですが、あれはあくまでも負担割合を決めたものでありまして、今後の負担割合をどうするのか、今のままでいいのかという議論になりますと、負担割合が増える市町、減る市町がありますと、当然負担割合が増える市町については、反対の意見も出てくるかと思えます。なかなか難しい問題になっておるところです。

中原委員長 はい、竹原委員どうぞ。

竹原委員 難しい話であります。特に、岬町は負担割合の少ないところだとは思いますが、少ないながらも町の予算的にはね、結構割合が高いって言うんですか。そういうところだと思えますよ。ということなので精いっぱい頑張ってください、効果は最大に費用負担は最少にさせていただくよう、事務担の所で頑張ってくださいようよろしくお願い申し上げます。

中原委員長 他に、委員の皆さんいかがですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、消防費についての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

予算書91ページから105ページをごらんください。

質疑ございませんか。

はい、田島議員どうぞ。

田島委員 私から3点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

予算書92ページの、この教育報償費の節8ですかね。この報償費でスクールカウンセラーの報償費、精神科医相談謝礼金等々があるんですけども。

きょう私、本日、各紙の記事を見てきたわけですね、当然担当課も読まれてると思うん

ですけど、ちょっと切り抜いてきました。これね、実は大変な問題ですね。結局自殺してるんですね、生徒さんが、冤罪ちゅうことでね。この記事を見てもわかるわけにいかないので、こういうことがあったらいかんのか、当然どこの学校でも人間が生活、大人も子どもも生活するにあたって、やはりいじめとか、そういう学校現場では当然見抜かなあかんけども、見抜かれないことも多々たくさんあると思うんです。しかし、見抜かれないから責めるのではなしに、また、いじめがあったから大変じゃなしに、やはり後、どう現場が対応するのかということ、前段にちょっと言いたいんですけども、当町も小中学校を抱えて、そして冒頭述べたように、この新聞資料にあることはないとは言い切れないわけですね。あって当然ですわな。人間がいろんな社会生活の中で、特に教育現場でもあって当然ですけども、その後の処置、対応どうするのか、子どもが結局誰にも相談できず、いろいろそういうことを意見を聞いてもらえず、そしてどうするか言ったら、結局担任に言っても聞いてくれない、親に言ってもわからない、そしたら僕どうしたらいいんやということで自殺しているわけですね。これをやはり原因を究明して、いろんな具合にフォローしたげんとだめですので。まず、この今回当初予算組んでくれてるんですけども、教育のスクールカウンセラーの報酬費でこの部分について、何人の方が携わっていただいて、何人、何日、日数は難しいと思うんですけど、何件ぐらい対応して、現在こういうことで、今回こういう当初予算を組みましたということをお尋ねしたいのと、精神科医が相談していただける、これも何人ぐらいの相談があって、当町の場合ね、小中入れて、そういう対応してますということ、まず概略だけ説明を求めておきます。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

森長教育委員会事務局指導課参事 スクールカウンセラーの設置事業につきまして、まず、スクールカウンセラーの配置人数でございますが、臨床心理士1名、臨床発達心理士1名、臨床心理士につきましては、中学校と小学校1校、臨床発達心理士につきましては、小学校2校に配置をしております。

平成27年度12月末現在でございますが相談件数につきまして、臨床心理士、児童生徒からの相談は23件、保護者からの相談は7件、計30件。それ以外に、教職員へのコンサルテーション75回、カウンセラーが校内等々見回る行動観察につきましては44回と報告をうけております。

臨床発達心理士につきましては、これも同じく平成27年度12月末現在でございますが、児童からのカウンセリング30件、保護者の相談33件、計63件。それ以外に、教

職員へのコンサルテーション8回、行動観察17回、発達検査の実施12回、就学支援委員会への参加5回となっております。

中原委員長 はい、田島委員。もうちょっと答弁ありますか。

森長教育委員会事務局指導課参事 失礼しました。精神科医につきましては現在1名、大阪教育大学より派遣をいただいております。平成27年度12月末現在におきまして、子どもへの直接のカウンセリングが2件、保護者からの相談17件、計19件、それ以外に教員へのコンサルテーション10回、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協議1回でございます。

中原委員長 はい、田島委員どうぞ。

田島委員 今、報告いただいた中での、当町の中でも結構、そういう対応すべき問題が日常あるということが結果的にわかりました。ただ、この件数を説明していただいているんですけども、この件数の軽い、重いが見えてきません。どの程度の対応が必要な制度であるのか。また、どの程度のカウンセラーをしたら対応できるのか。これによって件数イコール結局重い、軽いの話で。そして、それに伴って不登校になっている場合もあると思うんです。不登校は何名ということをお聞きしたんですけども、その不登校の要因についてもお聞きしたい。なぜ不登校が起きたことは、学校の不満、家庭の事情、そして、友だち間の問題、そして、他に原因があつて学校へ来ない。ですから、無理に学校へ出てこい、学校行きなさいで追い詰めたら、結局その子はもう自ら害をして、生命をなくす場合もあるので、不登校が悪いんですけども、無理に学校へ来なさいもだめやし、そして、その不登校に対するいやがらせ、いじめ、これも恐らく当町においても発生はしていると思うんです。しかし、今のところ、ありがたい話にこういう新聞紙上に報道されたことに、まだ至ってないので現場の方はかなり頑張っていただいて、そういう対応をしてくれていると思うんです。その対応を見逃した場合には、きょうの報道のように、結局自ら自殺するような、そういう不幸な生徒を発生しているんです。その対応についても結局隠そう、ふたしようということで、結局いろんなうそにうその上塗りして、結局、卑劣なそういう結果になって、今、社会問題になっています。ということで、教育現場では必ず事実を曲げないで、本当のあったことを、やはり対応していただくためには、この予算のこのスクールカウンセラーの方の人数、配置人数、予算はこれで十分かということ、まず原課の方にお聞きしたいんですが。この予算範囲内で対応できるのかと、当町の小・中学校においては。説明いただいたんですけども、かなりの件数ですね、ですからこれに対応するため、この予算では

ということをお本音を聞きたいわけです。別に予算こんなに組まなくていいということをお絶対言いませんので、やはりそういう具合に本人のいろんな悩み事を対応するなら何回でも受けさせていただいて、そしてやはりこういう事故のないようにしていただきたいと思っておりますので、今回の報償費については、私から幾らにしろなさいということをお言いません。私は現場知りませんので。現場を知っている方がやはりこういう予算化するのをお当然と思っております。

やはり教育のお金をけちつたらいけないと思っております。やはり当然必要だと、そういう具合に対応していただかないと人材を確保しないとやはり悩んでいる生徒を助けるのが、やはり予算を計上して、それだけの人材を投入して、そして我々の大事な子どもを教育、いろんな具合にしていけないといけないと思っております。

しつけは家庭でします。そしてやはり、教育は学校ですべきものと思っておりますので。

どうですか、今回の予算、これで十分と思うなら十分ですと言ってもらいたいし、そして、最後にお聞きしたいのは、登校は不登校の生徒が何人過去にあって、現在何人おりました、そして事案名まで聞く必要ございません。その部分だけまず答弁願いたいと思っております。

中原委員長 お願いします。

森長教育委員会事務局指導課参事 教育相談充実に係る議員からのエールだと思っております。ありがとうございます。

その中で、この予算が十分かということでございますが、現在のところ、正直な話、相談件数の要約はいっぱいでございます。

その段階を経て、重篤化する、今回委員が恐らくもってはその先日の自死された中学生の記事かと思っておりますが、そんなことは決してあってはならないと、教育現場では重々認識をしております。

その中で一体何ができるのかというところで、まず教職員と児童生徒の信頼関係、保護者との信頼関係をまず築くことが最優先と認識をして、教職員には指導してまいっております。その中で、教職員がこれはやはり専門家の知識・知恵・技能を借りなければならぬというときに、あれば保護者本人の了解のもとですが、スクールカウンセラーにおつなげするという段階を経ます。

その中で、岬町は特に、大阪府の市町村の中でも精神科医を配置している、数少ない市町村でございます。本当に予算化していただいていることにありがたく思っております。

その中で、スクールカウンセラーがこれはドクターにつないだほうが良いという、より高度な精神医学的な支援がある場合には、ドクターにおつなぎする。こういうふうな段階を経て、岬町の中で子どもたちが最悪な、重篤な状態を迎えることのないよう、支援を行ってまいっております。

その中で、予算上、今後相談件数が増えていく見込み等も、教育の方では見込んでおります。その中で、その機会がありましたら増額もお願いをしないといけない場面も出てこようかと思いますが、その中で現在対応できる、いっぱいいっぱいの中ですが、何とかやっつけていける額として、この予算を計上させていただいております。

2点目につきまして、不登校児童生徒につきましては、本年度平成27年度2月末でございますが、小学校が1名、中学校が9名不登校でございます。

過去、昨年度になります、小学校が3名、中学校が8名という人数推移になっております。

中原委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 不登校等について、説明いただいたんですけども、この不登校について、対応するのは大変と思うんです。担任を筆頭に副担もおりますけども、やはり通常の教育業務をやりながら、不登校の対応もしないといけない、そして保護者の対応もしないといけない、そういうことで、教育現場というのは予算でぱっぱと片づけるものと違いますので、ひとつね、今後、件数は少なくなるほどいいんですけども、やはり専門医、カウンセラーもいれて、やはり授業以外にそういう対応できるようにしてあげてほしいんです。

なぜかという、他人事じゃないと思います。お互いに。子ども孫を持つとったら。

ということで、予算的に頓挫してしまったら補正でも組んで必ず予算計上してくださいよ。でないと怠って、こういう新聞紙面の大きなものになったら大変だし、そういうことをひとつ今後、私、担当委員会の委員としてずっと見ていますので、ひとつ、問題点があればやはり教育委員会の方にも申し出てもらって、いろんな対応していただけることを要望しておきますよ、今回。教育次長。

中原委員長 教育次長。どうぞお願いします。

廣田（節）教育委員会事務局教育次長 暖かいお言葉ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーの報償費につきましては、28年度増額をさせていただいております。回数を増やさせていただいておりますので、そのことだけ付け加えさせていただきます。

田島議員 了解しました。

ひとつ、大事な子どもですので教育だけじゃなしに、いろんな具合に育てていただかないと我々高齢者さびしくなりますので、ひとつよろしく教育現場しっかりしていただければ、かように思います。2点目よろしいですか。

中原委員長 はい、どうぞ。

田島議員 2点目は、94ページの部分で節14使用料及び賃借料と、そして15が工事請負、この部分についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この使用料の部分は、なぜ聞くかという次の工事請負の部分についてちょっとあるんですけど、深日小学校は町有地100%じゃないわけですね。隣接の国玉神社から借地してるわけです。どこからどこまで借りてるということを私は記憶ございません。しかしながら、今の時代になってもずっとグラウンドの部分を借りっ放しというのも、ええかげんに幾らかで購入したらどうかと思うんですが、神社が売りたいというならば仕方ないけども、そういう動きも学校の財産として購入をしはったらいいのところがかなと、校庭挟んで、町道挟んで神社側の部分、なんかこう入り組んだ感じになってますので、その部分について、どういうことかということをお聞きしたいのと、15の工事請負に入りますけども、この工事するにあたって、やはり人様の土地ですからね、やはり掘り起こしたりいろいろするんですから、やはり一言声をかけておかないと、どういう約款、約束してるのか知りませんが、この深日小のグラウンド改修工事、これ2,310万円、この通常学校のグラウンドというのは手入れが届いて、すぐ水を引いて水はけの悪い場所じゃないんですけどね。ただ隣接の国玉神社の丘陵地帯から湧き水が出てるのか、それともその深日小学校のグラウンドの土質が悪いのか、それが問題ですよ。

私よう通るんですけども、ちょっと高台から校庭みたら、約半分、山手側半分が湿気て雑草が新芽出そうとしてますね。半分校舎よりは乾燥してます。それは何が要因かということもわかって今度工事に入ったと思うんですけども、この工事をするに当たっての必要性と、そして工事の工法をちょっとまず教えてほしいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 田島議員の質問にお答えさせていただきます。

始めのご質問の学校用地借地料ですけども、おっしゃいましたようにグラウンドの国玉神社側に、国玉神社さんの名義の土地があるということで、認識しております。

買い上げ等の検討ですけど、現在、そこまで行っていないですが、実際買い上げ等にな

るとなりますと、境界立ち会いとか測量等の費用が必要になってきますので、所有者側のご意向も確認しないといけませんので、その辺も確認しながら今後検討を進めていきたいと考えております。

2点目の深日小学校グラウンド改修工事ですけども、工事の主な内容としましてはですね、もう既にご存じかと思っておりますけども、多奈川小学校におきまして、一部芝生化、保育園児と小学校の児童が触れ合える場としまして、一部芝生化を行っております。

深日小学校につきましても、この4月から深日保育所が深日小学校に併合されることからですね、多奈川小学校と同様な形で、一部芝生化を行いまして、保育園児と児童の交流できる場を設けたいという部分と、先ほど議員がおっしゃいました、湧き水といいますか、年中しっついている部分がございます。ご指摘の国玉神社側なんですけども、草も生えていますことから、今回芝生化を行うことにより、グラウンド面積が一部減りますので、その部分を排水対策工事としまして、一部暗渠配水管を埋めまして、湧き水、あるいは横の水路からの漏水か湧き水か、それはちょっと掘削してみないとわからないんですけども、掘削して、暗渠配水管をいれて水を抜き、あと不陸整正を行ってグラウンドを使用できるようにという計画を今のところ考えております。

中原委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 借地の部分は売ってくれたら、買いはったほうがいいのかと思うんです、ゆくゆくね。やはりグラウンドもいらわないといけないし、人様の土地をいらうんですから。

通学路も拡幅のため土地買うと言ってるんやから、やはり当然本体の方、買ったらどうですか。それは要望しときますわ。

そして、芝生化、これはいいことですね。やはりこの自然と親しんで教育の現場がグリーンあったら、怒る人も怒らんようになりますので、ひとつ芝生化のほう、なんか橋下前知事がそういうようなことを言ってたような気がするんですわ。学校の校庭に芝生植えて、ひとつ教育にいいのところがうかということ。

湧き水の部分ですけども、それは澤課長おっしゃるとおり、そのとおりです。現状見たらあれはかなり改修しないと、湧き水をとめるようにしないと絶対ずっとしっついています。半分ほどグラウンドがね。国玉神社側。

これのいろんな工事を、手だてをしていただいて、そして一つお聞きしたいのは、ビオトープ端にあるでしょ。すみっこに。ビオトープのあの水源はどこからひっばってるのですかな。あれも私、要因違うかなと思って。ああいう自然なものをつくるのやったら、他

に自然なんてたくさんあるでしょう。別に校舎につくらんでもちょっと歩いて行ったら、国玉神社の山が自然あるし、ビオトープ本来そのものですね。学校のあるちまっとしたものつくらなくても、必要ないといけませんよ、つくった人に叱られるから。見直しということも一つ大事ですね。もっと大きな自然のもとに教育しますという言い方もあるし。ビオトープのほう一度調べておいてほしいんです。あれ、恐らく水路からひっぱってるのどちがうかなと、水道水でやってるのかな、その点どうですか。わかっていたら。

中原委員長 答弁どうぞ。

澤教育委員会事務局学校教育化長兼指導課長 ビオトープの件ですけども、何年か前のPTAの卒業生の方がビオトープをつくられてですね。管理されてたというように聞いてるんですけども。現在は、野放しのような状況になっておりまして、どこから水がきてるのかもちょっとわからない状況なんですけども、今回のグラウンド改修にあわせて、ビオトープの部分はですね、一応撤去させていただいて、一部グラウンド化さしてもらおうという方向で検討させてもらってます。

中原委員長 田島議員どうぞ。

田島議員 質問に対する答弁が正解ですな。100%。そうしてくださいね。でないとなれば湿つくのは要因はそれと思うんですわ。水道水入れてないと思います。自然のもの入れて自然のビオトープこしらえてると思う。ですから、やはりそれはもう撤去してください。私が撤去を求めていると言ってもらったら結構です。私、責任持って対応します。

中原委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 最後、いい工事してくださいね。ひとつ財産区の貴重な財産区のお金を繰り入れてますので。

97ページの教育振興費の中の、節の20、扶助費ですね。

これもね、社会問題になっている問題ですね。貧困世帯とかいう話あるので、貧困児童ね、貧困生徒。結局、家庭が大変貧しいという言葉は適当でないんですけども、家庭が大変苦しくて、その子どもさんが、言いたいことも言われへん、無理も頼まれへん、学校行ってもおもしろくないという、その貧困児童がたくさん最近増えてるわけです。シングルマザーでいろんなね、あれで大変だと思うんですけども、これの予算化していただいているんですけども、やはりその生徒さんも、児童の言うに言われへんと。上の学校行きたいけども、うちは貧乏やと、そんなんで行きたくても行かれへんと、そして、修学旅行もいろんな部分についても友だちと同じに教育現場で教育受けるのもうっとおしいと、そういう家



庭がたくさんおられると思うんですわ。その中で、この教育の振興費の部分でこういう援助していると思うんですけども、これ現場をわかっている方がおりましたら、当町の場合にはどれだけの要保護、支援の部分があるのやということを、実数、固有名詞は無理と思うんです。実数をちょっと教えていただいたら、私らもまた当町の教育現場は大変やということまで理解した上で、また発言すべき義務がありますので、戦争知らないものが戦争のこと語るなど、そういうことになりますので、現場を、教育現場を知らないものが教育現場、口出しても大変迷惑をかけますので、その実態わかっていたら、わかる範囲内ちょっと説明していただいけませんか。

中原委員長 答弁を求めているのですが、田島委員、すみません。私もその数をね、実は聞きたかったので、小学校、中学校それぞれ要保護、準要保護の人数、割合もお聞きしたいなと思ってあわせてお答えいただいてもいいですか。

田島議員 そしたら今、委員長と共同で質問してますので。内訳、割合、小・中、割合ね。そして学年別はよろしいですか。

中原委員長 はい。結構です。

澤教育委員会事務局学校教育化長兼指導課長 先ほど、委員からのご質問ありましたように、経済的理由により、就学が困難な学齢児童とか生徒さんの保護者に対しまして、予算の範囲内で必要な費用を支給することで義務教育の円滑な実施を図ることを目的に就学援助支給要項というのを町の方で定めております。

そのうち要保護、準要保護者がございまして、要保護につきましては生活保護に規定する保護者、準要保護につきましては、要保護に準ずる程度に生活が困窮していると認めた家庭ということになっておりまして、それぞれの割合について説明させていただきます。

まず、平成27年度ですけれども、小学校の準要保護につきましては101名、要保護につきまして4名です。児童数に占める割合としましては15.8%となっております。

中学校につきましては準要保護61名、要保護2名、生徒数に占める割合としましては14.5%となっております。

中原委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 私も理解いたしました。

ということで、こういう実態数は説明いただいたんですけども、まだまだ今の社会情勢から見たら大変苦しい家庭が減ることないと思うんです。

ということで、どんどんそういう苦しい家庭のお子さんが、どんどん増えてきた場合、

現場として実態把握されて、当然こういう要保護とかいろんな支援すべき生徒さんということ把握していただいて、どんどんそういう予算を使っていけるように、ひとつ目を光らしていただいて、そしてやはり助けていただくちゅうことをしてもらわないと、やはり子どもさんというのは、小さいことのことをよう覚えているんです。大人になってもね。やはり小さい時分、家庭が貧しいて本当に言うこと言えなかったけども、こういう制度があつてほんまによかつたという、子どもさんも成人してからいろんな立派な方もいると思います。これも一つの教育ですからね、やはり困ってる人助けるのが教育ですよ。

いじめたら教育といえませんが。ひとつ困ってたら温かい目で、現場の方しか助けられません。私ら助けることできませんので、ひとつ予算、岬町財政苦しいんですけども、やはりそういう困ってる方、弱者を助けるための予算を組んでいただかないと、私、前から言ってるでしょ、給食費ただにせえとか、修学旅行も無料にしたれとか、言ってるのはこういう部分もあるので、やはりただにすれば公平に、友だち同士でも遠慮せんと学校生活もできるということを、念頭にしといてください。現場の方が一番大切な役割をします。これもひとつ要望しときます。また、来年もお聞きするかもわかりません。増えた数、減った数。今までの3点は必ず私、質問しますので。これも要望でとどめときます。

中原委員長 他に、道工委員どうぞ。

道工委員 1点だけ、お願いします。

101ページのアップル館のどこなんですけど、昨年のおきも話やらしてもらったんですけども、ここでは、アップル館の指定管理委託料とあと火災保険と修繕料しかでてませんね。昨年のおきも申し上げたのは、図書購入はどうなってるのやとということ私、申し上げたと思います。

これはやはり図書購入費として、アップル館ですから、本置いてるでしょ。遊ばすところと違うんでしょ。図書購入費としての科目設定をして図書費をつけてあげないといけないう思ふんです。委託を受けてる方に聞きますと、大半がこの委託料で本を買ってる、人件費は大方ボランティアやと。このへんはどういうふうに行行政は受けとめているのですか。

中原委員長 答弁どなたがなさいますか。はい、お願いします。

福井教育委員会事務局淡輪公民館長 委員のご質問についてお答えさせていただきます。

委員言われるとおり、アップル館については図書の購入費がついておりませんが、現在、アップル館の図書については、淡輪公民館で買ってる部分もあるんです。その淡輪公民館にアップル館の方が借り入れに来ていただいたり、あと不足分については大阪府中央図書

館ですとか、その府の図書館で借り入れをして、又貸しってというような形になるんですが、貸してるという状況で対応してるところでございます。

中原委員長 はい、道工委員どうぞ。

道工委員 今の答弁によると、管理されている方は本1冊も買ってないんですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

福井教育委員会事務局淡輪公民館長 まことに申しわけないですけども、多分買っていると思います。

中原委員長 道工委員どうぞ。

道工委員 昨年も言ったと言うてますように、こうやって言って来てるわけですね。何にも改善されてない。同じこと、私、去年も言ってるんです。

この辺はね、やはりきちっと、せっかくいい施設があるんやから、中で委託管理を受けてる方々が、言ってみたら図書についてはプロですわ。やっている方は。だから、借りれる部分は当然借りてきていいと思いますが、大半が購入してるんですよ。その実態どういうふうにならぬ教育委員会として担当課じゃなしに、教育委員会として教育長どう捉えてはりますか。

中原委員長 はい、答弁お願いします。

笠間教育長 このアップル館の指定管理委託料というのは単年度契約ではございません。最初から3年ということで、契約をさせていただいてるわけです。

今回ですが、昨年度契約更新したということもございましてですけども、プレゼンテーションをさせていただきます。プレゼンの中でどういう運営をしていただくのかということ、発表いただいた上で、町で選択させていただいてるのが現状でございます。

その中に今、道工委員が言われるようにですね、図書の購入費も確かにございます。言われるように働いてる時間っていうのは、労基法では関係のない、確かにボランティア的なところがあるわけです。私はそれは非常に心配したわけでございますけれども、町のほうは、やはり1年、単年度契約ではなく1年でこういう契約をさせていただいてるということで、非常にいいプレゼンをいただきまして子どもたちに本を読み聞かせる、そういうことが生きがいであると、それに甘えていたらだめっていうことはわかってます。理解していますが、そういうプレゼンの中で、選択させていただいて、そしてこの138万7,000円ですか。私、去年は確かに、町長ともかなり議論もございました。新しく3年間またやっていただくことで、その以前には、そのほかにも参加してました。ただ、やはり子

どもを本当に本を読み聞かせたい、そういう熱い思いをいただきましたので、現在契約させていただいたわけでごさいます、本を買っていただいていることを知らないということとは決して思っておりません。

ですから今、淡輪公民館の館長のほうがお答えさせていただきましたようにですね、淡輪公民館で買った本を回ささせていただき、そのほかにある本も活用して、文化センターの方にも若干の冊数ございます。確かに本は古くなれば、本ではないと言われる方もおられます。それもよくわかっております。町の予算の範囲の中で、頑張っってこういうことで管理をさせていただいているということをご理解いただけたらと思います。

新しくその指定管理のチェンジできる時期のときに、またお話をさせていただき、その方法を町の方で直接買える分があればですが、例えばいろんなところからいただいたりということもございまして、指定寄附もございまして、それらを活用しながらですね、本を確保したいというふうに思っているところでございまして。

中原委員長 はい、道工委員。

道工委員 長々言うつもりないけども、とにかく本はね、ここにおいてる本全部消耗品ですわ。

備品ではありません。ですから、どんどん更新していかないといけない。ですから、冒頭に申し上げたように、ここやってる方、本当に本好きな方です。家にはたくさん本も置いてる方ですから、しっかりとね、やはりもうちょっと行政も目を配ってあげてほしい。そして、来年度楽しみにしときますけども、できたら備品購入費という形で図書の購入をやはりできるような予算科目を設定してやってあげていただきたい。先ほどしょうもないことを言いましたが、備品になる本もありますから、しっかりとその辺を見届けていただいて放ってはせえへんと思いますけどね教育費のことやから、きちんとやってくれていると思いますけれども、ぜひともその点だけ強く要望しておきます。来年度同じことを言わないようお願いしときます。結構です。

中原委員長 ほかに、委員さんいかがですか。竹原委員どうぞ。

竹原委員 94ページ、田島委員がお聞きした深日小学校グラウンド改修工事まあ一番下のところについて関連で質問させていただきたいのですが、一部芝生化とお聞きしまして、まあ初耳だったので、大体どの部分を芝生化されるのか計画を聞きたいのと、またそのグラウンドを使用されてる小学生まあ今度、保育園児もそうですけれども、グラウンドで活動しているほかの団体もあると思いますので、そこときちんと話ができているのかどうかというのを聞きたいなと思います。以前、岸和田やったかどこかで芝生を敷いてグラウンドをし

たところその使ってる方が勝手にめくってどうやこうやということがあったのでね、気にしとかなあかんとお思いますので、まず1点それをお願いします。

中原委員長 はい。答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 竹原委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、芝生化につきましてですけれども、新しく保育所が入る棟があるんですけれども、方向でいきますと西側になります鉄棒と砂場がある部分なんですけれども、そこに今の計画では約600平米ぐらいの天然芝を敷くということで計画をしております。

もう1点のご質問で、団体さんとの調整ということですが、現在深日小学校でソフトボールの団体さんが、日によっては、2面両サイドから練習しているというふうについておりますけれども、この芝生化というのをご理解いただきまして、片側の使用ということでご理解をいただいております。

中原委員長 はい。竹原委員どうぞ。

竹原委員 その点、きちんと話ができているということで理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。ページ進みまして100ページ、淡輪公民館費におきまして少しお聞きしたいのですが、まあどこっていうのもこれもないんですけど、公民館の利用状況っていうんですかね、昨年におきましては私も使わせていただいて、岸和田以南の大きな会合をさせていただいたんですけども、建物の老朽化というのもありますし、また地理的な面でその公民館のクラブ活動の方たちも高齢化されてるということも聞きますので、だんだんと利用状況が減ってきているのではないかと思うんですが、そういうような何か資料がありましたら、ちょっと答弁いただきたいなと思います。

中原委員長 はい。答弁どうぞ。

福井教育委員会事務局淡輪公民館長 委員の質問にお答えさせていただきます。

平成25年度の貸館のほうの利用実績なんですけど、1万9,075人、平成26年には、1万6,085人と約3,000人が減少しております。平成27年度を平成26年度と比較するために、平成26年4月から平成27年2月と、平成27年4月から平成28年2月を比較してみますと、昨年に比べて2千人程度減少しております。

そして、図書の方なんですけど、図書につきましても図書の利用件数が平成25年度でしたら5,924人、平成26年でしたら5,463人と約500名程度減少しております。同じように昨年度と平成26年4月と平成27年2月、平成27年4月と平成28年2月の今年度の比較をしてみますと、やはり図書も300人ほど延べ利用者数が減って

おる状況でございます。

中原委員長 はい。竹原委員どうぞ。

竹原委員 先ほど答弁をいただきまして、岬町自体がですね、人口減ってということがあるとは思いますが、それ以上の減少率かな、このように思います。これから、ずっと検討していただいている公共施設の問題、維持・管理の問題はあると思うんですけども、これは館長に答えていただくのがいいのかどうかはわかりませんが、この公民館自体はどのように維持運営されていくのかという大きな方針がありましたら、現状でわかる範囲でどうですやろ、館長か部局のほうで答弁いただければと思います。

中原委員長 はい。どなたが答弁なさいますか。教育長ですか。お願いします。

笠間教育長 突然ですので、頭の中がまわっていませんが、ここ3年ほど前に、ほかの行革部門と一緒に、公共施設を考える会を開催しています。その中で一番出ましたのは、ちょうど5年がきますあの東北の大震災のことでございますが、あのときにいろいろな公共施設の天井が落ちたり、壊れました。淡輪公民館は大丈夫かと、ということが言われております。確かにあの惨状を見ますと、床の下、天井やいろいろなところが非常に大丈夫やという状況ではございません。ただ、建てかえるということも非常に時間もかかるものでございまして、積み立てた予算というのもないわけでございますが、どうしても現状のままでクラブ協議会ですが、淡輪公民館のクラブ協議会の皆さんが、まあ何とか現状のままでも使わせていただきたいと言っていたので、余りあちこちを直さない緊急危険な場所は修理しながら使っていただくということの方針で、あとは、もしかのときが誰もいないときに起きると、いやこんなこと言って申しわけないんですけども、ちょっと半分失礼な言い方かもしれませんが、人が入ってるときに、もしかの大きな震災が起きたときに、果たしてどうなるのかという本当に心配しております。今のところは、何とか継続して淡輪公民館をそのまましばらく、使わせていただきたいという要望もいただいております。もしかのことがあったら、どこの責任かと言われると、非常に厳しいところがございますけれども、とりあえず、できるだけ修理できるところはしながら、床下の壊れたところとか、天井とか、もう一つ皆さんも知っていただいておりますのがエアコンを、25年かの計画でリースしております。すぐにエアコン外すというのはなかなかできないというのも現状でございますので、ご理解いただけたらと思います。

中原委員長 はい。竹原委員どうぞ。

竹原委員 ただいまのお話を聞かさせていただいたのですが、私自身ですね公民館に年に数回行か

せていただいているんですけども、やはり、この斜面に立った構造上、何かあったときは怖いのではないかと常に思っているんですね。まあそこで働いておられる職員さんもおられますし、臨職さんもいますし、またお客さんもいる所でね、どのようにしたらいいのかというのを、これも庁舎の建設と一緒に同じように検討していただきたいなとこのように思います。まあ実際、館長に、もう一度お願いしたいのですが、大きなほうのホールですね、これ年間に何回ほど使われるか大体でかまわないので、文化祭の開会式とか含めて何回ぐらい開かれますでしょうか。

といいますのは、過日、私が2月の末に、視察しに行ったところがあるんですよ。湯浅町のところなんですけれども、3階の議会の、本議会の開催する議場がですね、椅子が引っ込んで、公民館機能を果たせるその広場で、400人収容できるホールができて、その議会が開かれていないときに、公民館として利用されてたと、保育所の子どもたちの発表会だったり、お年寄りのカラオケ大会だったり、さまざまところで使われて稼働率が上がって、大きなホールも年間に50回程度使われていると、なかなかいいな、ということをおもいましたので、それも今後、建設を計画していただきたい岬町の庁舎と合わせて、そういう案もあるなということこれからどんどんと町内、岬町の中でコマーシャルしていきたいなと思っている中ですね、この公民館の活動っていうのも、どんどんと活発になつていってもらわないと、いざホールを建設しても使う人がいなかったら話になりませんので、そういう活動もお願いしたいなと思う中、数、わかりましたか。

中原委員長 はい。じゃあ、数のほう答弁お願いします。

福井教育委員会事務局淡輪公民館長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

講堂の方ですね、これ年間延べ272回、件数として使用しております。というのは、大きなそういう行事以外にですね、太極拳とかコーラスとか社交ダンスとかフォークダンスとかいろいろさまざまなクラブがそこを利用していますので、これ26年の実績なんですけど、272回講堂を利用させていただきました。

中原委員長 はい。ほかに、委員さんいかがでしょうか。はい、副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 すいません、1点だけ確認させてください。

99ページですが、節8の報償費のところ、スクールガード・リーダー報償費とありますけど、これの詳細ついて、これ何名分か等も含めて説明をお願いします。

中原委員長 はい。答弁お願いします。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 委員のご質問にお答えさせていただきます

ます。

スクールガード・リーダー報償費、こちらにつきましては、2名のスクールガード・リーダーの費用となります。1日5、400円ということで、まあ1日6時間程度スクールガード・リーダーとしてお仕事していただきまして、その年100回分で108万円という内容となります。原則週2回で、年100回以内という内容となっております。

中原委員長 はい。副委員長どうぞ。

坂原副委員長 このスクールガード・リーダーも、なかなか手が少ないと聞いているんですけど、今やってくれてる人も、結構年配の方で、例えばその今のリーダーの方がやめられて、そのあとまたかわり交代を見つけないといけませんけど、その次の方の人選についてはどうやっているのでしょうか。お願いします。

中原委員長 はい。答弁お願いします。

松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長 今のご質問にお答えさせていただきます。

まあ、スクールガード・リーダーの確保というのは、委員が言われたとおりに難しいところがございますが、警察OBを中心としてお願いしているところがございます。人材困難とはいっても、まあ引き受け手はあるかと思っておりますので、当面それほど全くいないとかいう現状でもございません。

中原委員長 はい。副委員長どうぞ。

坂原副委員長 あの、その人選については、教育委員会のほうで絡んでやっているのでしょうか。

それとも、どなたかにお願いして依頼してやっているのでしょうか。

中原委員長 答弁お願いします。

小川教育委員会事務局生涯学習課主幹 基本的な人選につきましては、先ほど課長が言いましたように、警察のOBとなっておりますけれども、大阪府警のOBの会がございます。まずはそこに打診をいたしまして、そこから岬町の在住の警察のOBの方を人選していただくという手続になっております。

中原委員長 はい。副委員長よろしいですか。ほかに委員の皆さんないようでしたら、私も質問したいことが。

坂原副委員長 はい。では、委員長が質問しますので、進行を交代します。

中原委員長どうぞ。

中原委員長 はい。なるべく少なく質問させていただきます。



予算書の94ページの、先ほど来、少し議論になっておりました深日小学校のグラウンドのことなんですけれど、これまあ以前から懸案だった事柄で、あのちょっと私、記憶が定かでないんですけれどね、今回かなり抜本的なことをお考えなんだなというふうに思っているんですが、その前の段階で、一定あの土を入れたりだとかあのそういう作業をされたように記憶しているんですよ。で、そのときのその措置ではだめだったということなのかと思うんですが、そのときはどういう計画をもってそういうことをしたのか、まあ結果論にしかありませんけれど、一定そこにも予算がかかってやっていることなのかと思うので、どういう計画でなさっていたのか、せっかく1回したけどだめだったってまたお金がいつてくるということになってしまうのかなあと思って今回ね。あの今回の措置は、必要なことだろうとは思っているんですけれど、前回のことはどうだったのか計画面で不十分さはなかったのか、そういったことをお聞きしておきたいと思います。

それから、新たに来年度から、学力向上チャレンジアップ事業というのを手がけられるということが別の資料で記載されておまして、その予算がどこに歳出面で該当するのかわからなかったのを教えていただきたいと思います。この事柄については、またテストが増えるんだらうかということが少し不安でしてね。今、学校現場では、テストの実施に教員も大変だし子どもたちも大変です。またテストやるのかなあというこれはまた現場教員も子どもたちもまた年間を通じてのいろんな活動にも支障を来すということにつながっていかないんだらうかという懸念がありますので、そこにお答えをいただきたいと思います。

それからもう1点、先ほど要保護、準要保護の数と割合についてはお示しをいただきました。以前、この基準を設けて運用されていますから、その基準の見直しは来年度においては行わないのかということと、それから費用のその項目を増やすということについても検討されていないのかどうかお聞かせください。お願いします。

坂原副委員長 はい。答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 まず1点目のご質問にお答えさせていただきます。

深日小学校のグラウンドの整備についてですけれども、3年ほど前ですね、グラウンドの土の入れかえを行っておりますけれども、28年度に実施する場所とは、また別の場所でございます。どちらかといいますと運動場のメインになる部分につきまして、土を入れかえております。ですので、今回につきましては、実際グラウンドとして使えない部分がありまして、湧き水があり、草がいつも生えており、使えない部分がありますので、その部分もグラウンドとして使えるようにということで改修工事をするものです。

森長教育委員会事務局指導課参事 学力向上チャレンジアップ事業につきましては、予算書の92ページの節11、需用費、指導課消耗品費にて計上しております。内容につきましては、学力調査、委員ご発言のとおり学力調査並びにそれに伴う消耗品費、さらに来年度につきましてはウェブ支援システムとしまして、そのテストを受けてどこが課題であるのかというのを業者のほうで分析をしまして、その個々に応じた支援プリントがウェブで取れると、というシステムを入れております。この事業につきましては、平成26年度から3年計画で実施をして、来年度が最終年度ということになります。これを受けまして、平成29年度の全国学力学習状況調査でその達成成果を見るという計画でございます。

議員ご指摘のとおり、テストがふえるのではないかということなんですが、これにつきましては、現場の学校長とも十分協議の結果、小学校3年生から6年生までの4教科、国・算・社・理を3年計画で見ることによって、3年生のときに受けた4教科が4年生のときにどうだったのか、さらにその次の年にどうだったのかという経年比較をもって、その学校のPDCAサイクル、授業の効率、効果、検証までそれを見ることができるといことで3年限定で行う事業でございますので、その点もどうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 3点目の就学援助の認定基準の見直し及び項目の見直しということについてお答えさせていただきます。認定基準につきましてはですね、議員もよくご存じかと思えますけども、平成25年度に生活保護基準の見直しがありましたんですけども、つきましてはその受給者の方が不利益にならないようにということで、国及び府からのほうからも通知がありまして、岬町としましては従来どおりの基準で推移しているものでございます。28年度につきましても同じ基準で支給したいと考えております。

また、援助項目の追加ですけども、要望がありますのは理解しておるところでございますけども、財政状況とかですね、他の市町村との状況も勘案しながら検討する必要があるかなと思っておりますが、平成28年につきましても項目の追加というのは今のところ考えておりません。

坂原副委員長 はい。中原委員長。

中原委員長 はい。深日小学校のグラウンドについては場所が違ったということで、前回3年前に行ったことについては、もう改善されたということでよろしいんでしょうかね。以上確認まで。

それから、ごめんなさい。チャレンジアップ事業についてはそういえば新規とは書いて

おりませんでした。失礼いたしました。これは、ウェブで取れるというシステム、えっと各家庭で取るということなののでしょうか、そこまでもう学校で全てそういったことも行うということでしょうか、その実施の方法について重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、最後の就学援助については、切り下げはしないということ、まあそれを一つの努力と見るべきかもわかりませんが、ぜひ前向きな方向での努力も今後行っていただきたいと要望しておきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 では、今の2点について答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 はい。それでは1点目のご質問についてお答えさせていただきます。

3年前に行いましたグラウンドの部分につきましては現在のところ改修されまして、水たまり等については、ないような状況になっております。

森長教育委員会事務局指導課参事 チャレンジアップ事業ウェブ支援システムについてですが、これは学校で一括管理でございますので各家庭でのこのシステムの利用については考えてはおりません。

中原委員長 はい。ありがとうございます。

坂原副委員長 はい。では、進行を、委員長に返します。

中原委員長 はい。ご協力ありがとうございます。

教育費について、ほかに。竹原委員どうぞ。

竹原委員 一つ、すみません。ページで言うと、98ページ、幼稚園の部分のところで、節15、工事請負費、改修工事がございますが、まあ施設も古くなってきているのかなあ、このように思います。幼稚園の工事、どのような工事、また設立は昭和50年やったのか、まあその辺、何年たっている建物かを1回教えていただければと思います。

中原委員長 はい。答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

工事請負費の、幼稚園改修工事についてですが、保護者等が使用するトイレが一か所あるんですけども、まだ和式用トイレで、これを洋式トイレに改修するものでございます。

それと、2点目のご質問ですけども、淡輪幼稚園の設立年月ですけども、昭和50年となっております。

中原委員長 はい。よろしいですか。ほかに、委員の皆さん教育費にかかわっていかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい。これで、教育費についての質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。予算書の105ページをごらんください。公債費について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。予算書の105ページをごらんください。ただし、目4、海釣り公園管理基金費は、他の委員会の所管ですので除きます。

諸支出金について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 質疑なしと認めます。これで、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。予算書の106ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 質疑なしと認めます。これで、予備費についての質疑も終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい。反対討論の方、おられませんか。

では、竹原委員どうぞ。ちょっと待ちます。

竹原委員 はい。賛成の立場で討論に参加させていただきます。

本日の、総務文教委員会の中で、当初予算を見させていただきました。財源が限られている中、精いっぱい組んでいただいているということがよくわかりました。特に、私が評価したいのは、消防費においてですね、自主防災組織の育成事業というのにもさらなるところで取り組まれている。やはり、これから大きな災害が起こるところに備えるためにもね、必要なことでもあると思います。また、各ところで、修繕費等々もばくっとしたものではありませんにね、きちっと計画されているということがわかりましたので賛成とさせていただきます。

中原委員長 他の委員の皆さん、討論はございませんか。

それではこれで、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第12号「平成28年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取ろうかと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 では、15時10分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(午後15時00分 休憩)

(午後15時10分 再開)

中原委員長 会議を再開いたします。

よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 それでは、議案第19号。理事者の皆さんもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 議案第19号「平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から、議案第21号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」までの3件を、一括議題としたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、議案第19号から21号の3件について一括議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、予算書の232ページから267ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑ございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

竹原委員 少しだけいいですか。

中原委員長 はい、どうぞ。竹原委員。

竹原委員 なしっていうのも何なので、1つ教えてほしいことがございます。

239ページ、財産売払収入の中で、マツタケ採取権というのがございますが、マツタケ取れるのであるのか何というのですか、マツタケも管理しないと取れないと思うんですけども、マツタケの管理するお金ってというのが必要だと思うんですよ。マツタケを生えもらうために管理するお金ってというのが、例えば50万円かかってですね、その権利を取るのが25万円でしたら、財産区のお金でですねマツタケを育ててるといような形になってしまうので、そういった不合理っていうんですか、そういうのは特にはないのでしょうかというのだけ確認させてください。

中原委員長 はい、答弁お願いします。

古谷総務部長 マツタケ栽培環境の整備なりにつきましては、過去に一旦整備したことがございます。予算化したことも覚えているんですけども、管理会の意見等を聞きまして、近年は松くい虫の被害等が大変多うございまして、多奈川の方は特に多いんです。今ご質問のところは淡輪財産区に係るところあったんですけども、いろいろお金をかけて全国的にはやってはおった事例も踏まえて、やったこともあったんですけども、近年はそれに見合う収穫が期待できないということもありまして、現在のところ、そういう環境整備事業はやめているということでございます。

中原委員長 竹原議員どうぞ。

竹原委員 それでは、もう環境整備は行わずに、やりたい人がやってくれくださいというのに入る、自然なものを取ってくださいということで、権利を入札なりでかけて収入としているという事で理解してよろしいでしょうか。

中原委員長 はい、答弁どうぞ。

古谷総務部長 委員お見込のとおりでございます。

中原委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よかったですか。

それでは質疑を終了したいと思います。

続いて、議案第19号「平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号「平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第20号「平成28年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号「平成28年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第21号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第21号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第21号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第23号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 それでは、質疑をお受けしたいと思います。

委員会資料にお戻りいただきまして、委員会資料の12ページに該当しますが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第23号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は本委員会において可決されました。



議案第24号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件」について、議題とします。  
本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、竹原議員どうぞ。

竹原委員 この件に関しまして、提案時の第2日目の中で大綱的質疑があったと思います。その内容っていうのを何度かテープで聞いておさらいをしてたんですけども、どうしてもちょっとわからないところがありまして、今回この委員会で質問をさせていただきます。

この長のっていうのを市の長のうちからっていうことに改めるのですが、これは岬町としては田代町長が入られてるところがね、田代町長は二度とこの長になれないといったことを決めるのではないかと思うんです。現在の泉佐野市長が務めてるこの仕事を3市3町でしてるので、順番に回していけばいいなと私は思ってるんですけども、それを3市3町のうちの3つの市の長のうちからということになることになるので、これに至った背景っていうんですかね、何か特殊な事情があるんだと思うんです。これは、担当課がわかる話なのか町長がわかる話なのかそれはわかりませんが、そういうのがわかる範囲でご答弁いただきたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 まず、規約の改正になりました経緯をご説明させていただきます。

平成23年に泉州南ブロック消防広域化協議会が、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の3市3町で設立され、泉佐野市長が会長を務めることとなりました。

平成24年11月14日の泉州南消防組合設立時には、泉州南ブロック消防広域化協議会の会長であった泉佐野市長が組合の管理者に選出され、今回、組合設立後3年を経過することを契機に組合構成市町のそれぞれの行政運営を取り入れ、より一層の共同参画を図り、円滑な広域消防行政を推し進める必要があるとの判断から、平成27年12月24日に開催されました正副管理者会議におきまして、管理者の選任について協議・決定がされた次第です。

管理者を「市の長」から選ぶことによって「町の長」である岬町長は選ばれない、とい

う部分につきましてですが、正副管理者会議におきまして行政規模等を考慮し、「市の長」から管理者を選出することが適正であると判断されたものでありまして、「町の長」、つまり岬町長におきましても引き続き副管理者として組合運営を担うこととなり、公平性は保たれると考えられたところであります。

中原委員長 竹原委員どうぞ。

竹原委員 私が想像するに田代町長はですね、この昨年12月24日の会議において、多分反対したのではないかなと思うんです。というのは、市も町も一緒やないかいということ言うてくれてるんじゃないかなとこのように思うんですよ。でも、この3市3町の合議体でございまして、多数で押し切られたのかなとこのように思うんですが、その辺の内容というのは担当課ではわからないということよろしいんでしょうかね。

中原委員長 答弁をお願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 平成27年の12月24日の正副管理者会議につきましては、3市3町の首長だけの会議でありましたので、担当者は入室しておりませんでした。協議の内容等は存じ上げておりません。

中原委員長 あ、どうぞ。はい、田島委員。

田島委員 この規約の部分についてはね、当委員会も3市3町の組合議会の場外の話ですわ。ぶっちゃけ管理者間で決めた話でしょ。これをね、またここで承認というのもおかしい話やね。消防組合で決定すべき事項ならそれは別ですよ。3市3町の管理者で役職はおまえせえこれせえや、そういった今度、市長が管理者になんねやと申し合わせやんか。議会と一緒にでしょ。市は議会の議長になれ町はあかんというのと一緒や。別の土俵で相撲取ってて、今回場外の相撲取った結果をこれこうになりましたちゅう報告やから、我々がとやかく、おまえはけしからんと言える立場やないと。当本人がおりませんので。当本人もそら当時どういう言い方をしたか、議会としてはわからん話でそやからこれはもう委員長ね、粛々と認めざるを得んと思うんですわ。管理者が決めたんやから。6名で。あんたら勝手に決めたんやから、わしら知るかいちゅうのが本来の筋ですわ。もっかい川端君説明したげて。

中原委員長 答弁ありますか。お願いします。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 まず手続について説明をさせていただきたいのですが、泉州南消防組合等事務組合を組織する地方公共団体は、地方自治法第268条の規定により、「組合規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議により定めるもの」と

されております。その協議をもって大阪府知事の許可を受けることとなりますが、この協議に際しましては地方自治法第290条の規定により、「関係地方公共団体の議会の議決を要すること」とされており、今回3月議会におきましてご審議いただいております。

中原委員長 はい、どうぞ。道工委員。

道工委員 消防議会のほうへ行かせていただいている立場から、ちょっとだけ補足的にさせていただきます。

中原委員長 はい、お願いします。

道工委員 ちょっとね、向こうのサイドやけども、町長から聞いた話をちょっと。といいますのはね、先ほど竹原委員から話出てましたけども、町長のほうはいつまでも泉佐野市長が管理者をやっているのはおかしいんちゃうかというようなことはおっしゃったようです。ほな、副町長からいうてくれるか。

中原委員長 この間の経緯をお願いします。

中口副町長 今、道工議長から組合議会に出てるということもありましたけども、私も町長から伺ってる内容で、今言われたように任期を決めてない正管理者というか、その管理者がいつまでも同じ泉佐野市でいかなもんかという意見が出る中で、やはり任期を決めなければならぬんちゃうかと。設立後3年たつ大きな節目の中で、そしたら任期を決める以上はこの機会に順番を決めとくべきではないかと議論がされた。そういう中で、やはり消防本部というか本部体制のできるの、3市3町の枠組みの中で市の長になるべきでないかと。当然今までどおり町のほうは副管理者として3市3町の枠組みを外さずに、3市3町6団体が結束して、この任期について議論した中で任期は3年と。長については3市で持ち回りしようかというように決めたんやというように伺っております。

中原委員長 ちょっと確認なんですけど、任期は3年ですか。

中口副町長 失礼しました、2年です。

中原委員長 2年ですね。それと、ごめんなさいね。任期がないのはおかしいと違うかということからという話でしたけど、任期は4年という認識を持てばいいんじゃないのかなと私これ思ってたんですけど違うんでしょうか。関係市町の長の任期によるんですけど。

中口副町長 失礼しました、正確には関係市町の長の任期により2年とするというように決めたという。

中原委員長 今、町長からお聞きいただいたことを紹介していただきましたけれど、竹原委員

どうぞ。

竹原委員 確かに、できたときの話の流れでね、千代松市長が代表となって正管理者で進めておられるっていうのがわかって、いつまでもされるのはどうかなという意見もいろいろ聞いたことがあります、任期を認めるのとそのかわりに、阪南市と泉南市の市長が泉佐野の市長と順番で回っていくということを決めることで、泉佐野の市長がおりにすることができるっちゃうかおろされるっていうんですか、そういうようなことの背景が今ここでわかりましたので、当町の田代町長も苦渋の選択をしたんだなとこのように思いまして理解ができました。今回この議論におきまして。はい、ありがとうございます。

中原委員長 はい、ほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第24号「泉州南消防組合理約の変さらに関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第24号は、あ、失礼しました。

挙手多数ですか。ごめんなさい。もう1回ちょっと確認してください。

議案第24号 「泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

中原委員長 はい、挙手多数であります。失礼いたしました。

よって、議案第24号は本委員会において可決されました。

議案第25号「岬町行政不服審査法施行条例を制定する件」について、議題とします。

本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 それでは、質疑をお受けしたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 委員の皆さん、ございませんか。

私、ちょっと確認したいことがあるんですけどいいですか。

すみません、ちょっと私、確認したいことがあって。

坂原副委員長 はい、進行を交代します。中原委員長どうぞ。

中原委員長 はい。今回、行政不服審査法改定ということで、これまで行われていた異議申し立ての手続が廃止されるということになりますが、審査請求という作業に一本化される一元化されるということのようですね。これは手続上簡易になるということはあるんですが、実際の作業といいますか、主張だとか証拠の提出という部分にかかわって、何か異議申し立てを持っている請求人ですね、その人にとって不利益になるようなことはないのかなというのが気になる場所なんですけれどもお教えいただけますか。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

古谷総務部長 今般の行政不服審査法は、制定以来50年以上実質的な法改正がないという中で、一方、行政手続法なり行政事件訴訟法の関連法制が整備拡充をしてきたということを踏まえまして、公正性の向上、使いやすさの向上、そして国民の救済手段の充実・拡大の観点から時代に即した見直しを実施したということで伺っております。

その中で、今までありました異議申し立て手続は廃止されまして、審査請求に一元化されたわけでございます。ご質問の異議申し立てという制度がなくなるわけでございますけれども、これは法律のことでございますので先ほど申しましたように、使いやすさの向上なり云々の観点から法律が見直されたと解釈しておりますので、ちょっと私のほうからそれについて、異議申し立ての不利益になるのではないかというようなことについては、ちょっとお答えを控えさせていただいたほうがいいのではないかなと考えております。

中原委員長 はい、結構です。

坂原副委員長 はい、では進行を戻します。

中原委員長 ご協力ありがとうございます。

委員の皆さん質疑はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第25号「岬町行政不服審査法施行条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第25号は本委員会において可決されました。

議案第28号「行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件」について議題とします。

本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第28号「行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第28号は本委員会において可決されました。

議案第29号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について議題とします。

本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 皆さんないようなら、私から少しお聞きしたいことがございます。

坂原副委員長 はい、中原委員長どうぞ。

中原委員長 はい。私からお聞きしたいのは、現在の実際の運用についてお尋ねをしたいんですけど、今回変えられる点で勤務成績の評定とされていたものを人事評価というふうに、その部分が変わるということがありますけれども、現時点で現在の勤務成績の評定の運用についてお聞かせをいただきたいと思います。現時点では、この勤務成績の評定については相対評価をしているのか絶対評価をしているのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公表の内容についても具体的にお聞きをしたいと思います。岬町の人事行政の運営等の状況を2014年の分までしか、ちょっと私インターネットで確認することできなかつたんですが、それが直近のものかなと思って見せていただいておりますが、その中にこれが変えられたとしましたら、人事評価の状況についても掲載していくということかと思うんですけど、その内容については具体的にどのような内容を記載することになっていくのかお聞きしたいと思います。

それから、人事行政の運営等の状況を確認させていただいたところにおいては、現時点では勤務成績の評定または評価を賃金に反映させるということについては、管理職への実施を検討というように書かれておりました。

それから、一般行政職についても勤勉手当への反映を検討していくという表記がされて

おりまして、まだこの評価を賃金に反映させるということについては、制度の運用が安定してからというような表記になっていたかと思うんですけど、現時点では勤務の結果を賃金にどの程度反映させているのかさせていないのか、そのあたりの運用の仕方について確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 3点について答弁をお願いします。保井室長。

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 現在の勤務評定につきましては絶対評価ということでございまして、評価結果については基本的に公表しないという制度が勤務評定という形になっているところでございます。人事評価になりましたら、今後公表していくという形になるというものが勤務評定と人事評価の違いということになっております。

具体的な内容につきましては、事務折衝を進めているところでございまして、具体的な内容についてはさらに事務折衝を重ねながら、制度設計をしていかななくてはならないと考えているところでございます。ただ法定要件でございまして、28年度につきましては何らかの形で管理職から先例的にやっていくとかいうふうな形で実施していくことを考えております。

運用の仕方につきましては、委員長おっしゃっておりますいわゆる勤勉手当の分とか、そこらへんは慎重に検討を進めているところでございます。

今回法律が変わっておりますので、条例において一定の整備をさせていただきたいというご提案でございまして、ご理解のほうお願いいたします。

現状、勤務評定におきましては勤勉手当等に反映しているものではございません。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 はい、ご協力ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 はい、では、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。



議案第29号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第29号は本委員会において可決されました。

議案第30号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について議題とします。

本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第30号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第30号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案11件については全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので

委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

(午後 3 時 4 4 分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年3月9日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶